

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-01		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	子ども・子育て会議事務費		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井		
			担当者名	長谷川	内線	3862		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-02-05	子ども・子育て会議事務費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 25	（ 2013 ）	年度	根拠	子ども・子育て支援法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	認定こども園法一部改正法他			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度に伴い、子どもの認定や利用者負担額（保育料）の決定、給付対象施設の確認等のほか、子ども・子育て会議の運営等必要な事務を行うことで制度の円滑な施行を図ることを目的とする。							
対象者等	主に就学前の児童及びその保護者 ※一部の計画については、就学児、若者も含む							
内容	・荒川区子ども・子育て会議 事業計画や利用定員の設定等についての意見を諮るため、区の附属機関として設置。 委員構成：会長1名 副会長1名 学識経験者3名 保護者代表者4名 公募委員2名 事業者代表者7名 区代表者1名 ・荒川区子ども・子育て支援計画 第1期 平成27年度～平成31年度 第2期 令和2年度～令和6年度 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画である子ども・子育て支援事業計画のほか、次世代育成支援行動計画、母子保健計画、子どもの貧困対策計画、子ども・若者育成支援計画と一体のものとして策定。							
経過	平成24年 8月22日 子ども・子育て関連3法公布 平成25年 4月 1日 子ども・子育て支援法一部施行 平成25年 4月 9日 国子ども・子育て会議設置 平成25年12月 1日 区子ども・子育て会議設置 平成26年12月～26年3月 平成25年度区子ども・子育て会議2回開催 平成26年 6月～27年3月 平成26年度区子ども・子育て会議7回開催 平成27年 3月 荒川区子ども・子育て支援計画策定 平成27～令和元年度 子ども・子育て会議（各年度3回開催） 令和 2年 3月 第2期荒川区子ども・子育て支援計画策定 令和 2年度 子ども・子育て会議（3回開催）							
必要性	実施主体は区市町村とされており、すべての自治体において新制度に伴う事務は必須である。							
実施方法	（ ☒ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進	推進		法定事務であり、子ども・子育て支援計画の改定などを審議する事務であるため、推進する。					

(単位：千円)

備考	行政費用は、担当職員の人件費や本会議委員の報酬の給与関係費が占めている。物件費は郵便料や会議録作成費用等、会議の運営に係る費用である。前年度と比較した給与関係費と物件費の減少は、元年度に第2期計画策定を実施したことから、その経費が減額となっている。
----	--

問題点	・子ども・子育て会議において、子育て施策を周知するとともに委員からの意見を十分に聞き取り、施策を推進していく必要がある。 ・子ども・子育て支援計画は、子ども・子育て支援事業、母子保健、子どもの貧困、若者支援と多岐にわたっており、進捗状況をきちんと確認し、計画を推進していく必要がある。
-----	---

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実 施状況	
------------	--

況 議 会 要 質	令和元年度9月会議	区独自の子どもの生活実態調査を実施すること。子どもの貧困対策計画を策定すること。
	平成30年度9月会議	今日的な子どもの生活実態調査を行い、具体的な改善計画を策定すること。

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-02		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	児童福祉審議会運営		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井	
			担当者名	河津	内線	3862	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-18-01	児童福祉審議会運営					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☒ 2年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業						
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	児童福祉法第8条		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	児童福祉法施行令第45条 他		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の円滑な運営				
目的	区児童相談所の開設に伴い、荒川区児童福祉審議会を設置し、児童福祉法等に定められた児童の福祉等に関する事項を調査審議することを目的とする。						
対象者等	主に18歳未満の児童及びその保護者、里親家庭等						
内容	児童福祉法及び児童福祉法施行令並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、区長の附属機関として荒川区児童福祉審議会を設置する。 - 審議会は大学教授、医師、弁護士等からなる学識経験者19人で構成。 - 審議会は、次の4部会を設置し、それぞれ分野別の調査審議を行う。 ①里親部会：里親の認定の適否、登録更新等について ②権利擁護部会：児童・保護者と児童相談所の、施設への入所等の意向が一致しない場合や、緊急で行った措置の報告等について ③保育部会：保育所の設置認可等について ④児童虐待死亡事例等検証部会：児童虐待事例の事実関係を明確化、問題点及び課題の抽出 - 各部会の委員数は5名ずつとし、部会長を1名置く。						
経過	令和2年7月 1日 児童相談所業務開始に併せて、児童福祉審議会を設置 令和2年7月10日 第1回児童福祉審議会開催 令和2年8月～3年3月 各部会（里親部会1回、権利擁護部会3回、保育部会2回）開催 令和3年3月29日 第2回児童福祉審議会開催						
必要性	児童相談所設置市には、児童福祉審議会の設置が義務付けられている。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 審議会開催回数			2	2	2	年間開催回数
	② 部会開催回数			6	21	21	年間開催回数
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
推進	推進		児童相談所設置市には設置が義務づけられている附属機関であり、子どもの権利擁護、児童虐待など、児童に関わる福祉の重要事項を審議するため推進する。				

(単位：千円)

問題点・課題

令和2年度新規事業ため、すべて増額となっている。行政費用は、主に担当職員の給与関係費である。物件費は、郵便料や会議録作成経費等である。

・区では東京都と異なり案件数が少ないが、法に基づく審議会であり、法に規定された諮問を行い、本会・各部会において委員の答申も取り入れながら、区の状況に沿った形で、意義のある会議運営を行っていく必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	設置初年度のため、他自治体等の会議運営を参考とし、委員の意見も踏まえ開催方法を確立する。	各分野の専門家である委員から多くの意見をいただく審議会となった。	引き続き、区の状況に沿った意義のある効果的な会議となるよう運営を行っていく。
②			
③			

他区の実 施状況	議会質問状 況（要旨）
-------------	----------------

(実施)	3	区	未実施
世田谷区、江戸川区、港区（児童相談所設置区）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-03		戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事	
事務事業名	子どもの権利擁護事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井	
			担当者名	河津		内線	3862	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-18-03	子ども権利擁護事業						
事務事業の種類	●新規事業（○3年度●2年度）○建設事業○それ以外の継続事業							
開始年度	令和2	（2020）	年度	根拠	都道府県・児童相談所設置市向け			
終期設定	○有●無	（ ）	年度	法令等	被措置児童虐待対応ガイドライン			
実施基準	○法令基準内○都基準内●区独自基準			計画区分	○計画●非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の円滑な運営					
目的	被措置児童及び一時保護所入所児童の意見表明の権利を保障することを目的とする。							
対象者等	被措置児童等（児童福祉施設入所中の児童、一時保護所入所中の児童、里親委託中の児童）							
内容	①区は、電話や意見箱等により、子どもからの相談を受け、意見表明支援員（社会福祉士）につなぐ。 ②意見表明支援員は、子どもと面談し事務局へ報告する。子どもが調査を希望する場合には、権利擁護調査員（弁護士）による調査を行うことを子どもに確認し、区へ報告する。 ③調査員は子ども本人もしくは意見表明支援員と施設を調査し（内容により面接や施設訪問を実施）、調査結果を区へ報告する。 ④区は、調査結果を児童福祉審議会権利擁護部会へ報告する。意見表明支援員は必要に応じて出席する。 ⑤権利擁護部会は、必要に応じて施設に意見具申する。権利擁護部会の対応結果については、意見表明支援員が子どもに報告する。 ⑥権利擁護部会は、施設の対応結果の報告を受ける。							
経過	令和2年7月 児童相談所業務開始に併せ、被措置児童等に対する子どもの権利擁護事業を開始							
必要性	被措置児童等の権利が守られ安心して生活できるよう、児童自らが第三者に対し意見を述べる仕組みとして必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤職員 ●会計年度任用職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値（8年度）
	①	相談件数			0	12	12	電話・意見箱等による相談
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
推進		推進	被措置児童等の子どもが自らの意見を表明できる機会を保障することは、子どもの権利を守り、児童福祉施設等における児童虐待を防止するために重要であるため、推進していく。					

(単位：千円)

備考	令和2年度新規事業ため、すべて増額となっている。行政費用は、主に担当職員の給与関係費である。本事業は国の補助金を受けて実施しているため、国庫支出金の行政収入がある。
----	--

問	・子ども自身に本制度の内容を十分に周知する必要がある。 ・子どもからの相談があった場合には本人の気持ちに寄り添いながら丁寧に対応する必要がある。
---	---

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	被措置児童及び一時保護所入所児童 へ本事業の周知を図る。	荒川区版の子どもの権利ノートを担当児童福祉司を通じて配布する等、 対象児童へ本制度の周知を図った。	引き続き、対象児童に本事業を十分に周知する。
②	今年度の新規事業であるため、意見 表明支援員等と十分に相談、連携して 事業を組み立てる。	意見表明支援員及び権利擁護調査員 と面談し、相談があった場合に即座 に対応できる体制を築いた。	相談があった際には意見表明支援 員や調査員と連携し、迅速に対応 する。
③			

世田谷区、江戸川区（児童相談所設置区）

議 会 質 問 （ 要 旨 ） 	令和元年度2月会議	子どもの権利を擁護し、児童虐待をなくすために区として子どもの権利条例や子どもの虐待防止条例を制定すべき。
	令和元年度11月会議	子どもを支援し守るためには、子どもが意見を表明できる仕組みが必要である。
	令和元年度9月会議	子どもの権利条例の制定を行うこと。

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-04		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	児童養護施設整備事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	鍛冶		内線	3811
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-19-01	児童養護施設等整備事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☒ 2年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業						
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 5	（ 2023 ）	年度	法令等		
実施基準	☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	04	児童相談所の円滑な運営				
目的	子ども家庭総合センターの開設に続き、措置児童の入所先として必要な児童養護施設を区内に整備する。里親支援の充実と併せて社会的養護体制の充実を図る。当該施設では、ショートステイ事業を実施するなど地域の子育て支援の拠点としての取組も推進する。						
対象者等	社会福祉法人等						
内容	・整備概要（予定） 所在地 荒川8-14-10 801.04㎡ 施設構造 RC造、4階建 定員 24人 開設年月日 令和5年4月1日 整備・運営事業者 社会福祉法人友興会						
経過	令和2年度 整備用地の取得 公募により整備・運営事業者選定 選定事業者と協議 令和3年度 住民説明会（計画）、設計、住民説明会（工事）、着工 令和4年度 竣工、開設準備 令和5年4月 開設						
必要性	地域における社会的養護体制の充実とともに、その専門性から子育て支援拠点としての役割を担うものであり、必要な施設である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 整備・運営事業者を誘致し、整備する。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①						
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
推進	推進	児童相談所業務開始と併せ、区内の社会的養護体制を整備するため、推進していく。					

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額							—	339,492	153,092
決算額（3年度は見込み）							—	292,250	153,092
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
			報償費	選定委員会謝礼等	73	その他の委託料	児童養護施設用地草刈委託		352
			需用費	選定委員会賄	1	負担金補助及び交付金	児童養護施設整備費補助金		152,740
			委託料	児童養護施設用地草刈委託	176				
			公有財産購入費	児童養護施設用地取得費	292,000				

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費		0	2,702	2,702	行政収入	地方税等			0	
		物件費			177			国庫支出金			0	
		維持補修費			0			都支出金			0	
		扶助費			0			分担金及び負担金			0	
		補助費等			73			使用料及び手数料			0	
		減価償却費			0			その他			0	
		不納欠損・貸倒引当金繰入額			0			行政収入合計(a)	0	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	0	154	154	行政収支差額(a)-(b)=(c)		0	▲ 3,106	▲ 2,856		
		その他行政費用			0			金融収支差額(d)			0	
行政費用合計(b)	0	3,106	2,856	通常収支差額(c)+(d)=(e)	0	▲ 3,106	▲ 2,856					
特別費用(g)			0		特別収入(f)			0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	0	▲ 3,106	▲ 2,856				
備考	令和2年度新規事業ため、すべて増額となっている。行政費用は、主に担当職員の給与関係費である。											
問題点・課題	・選定事業者と十分に協議し、児童養護施設として求められる機能に加えて、里親養育包括支援（フォスタリング）事業・ショートステイ事業等の実施場所として不足のない施設を整備する必要がある。 ・当該児童養護施設は地域の子育て支援拠点としての役割も担うことから、地元（町会等）への説明を丁寧に言い、理解を深めていく必要がある。											
問題点・課題の改善策												
	令和2年度に取り組む具体的な改善内容				令和2年度に実施した改善内容および評価				令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容			
①	公募により事業者を選定し、よりよい施設とするため事業者と十分に協議する。				よりよい施設とするため、選定事業者と繰り返し協議を行い、施設の概要と費用負担（補助金）について合意した。				国・都への補助金申請と事業者への支出を行いつつ、引き続き事業者と協議し、年度内に着工する。			
②	施設への理解が深まるように、町会等地元の要望も聞きながら丁寧に説明していく。				引き続き町会等地元へ、意見や要望を聞きながら、事業者とともに丁寧に説明会を行った。				より具体的な施設概要や工事内容等について、事業者とともに近隣住民を対象とした説明会を行っていく。			
③												
他区の実況	(実施 1 区 未実施 21 区 不明 0 区) 児相設置区：江戸川区（公募により事業者を選定し、令和3年4月に開所） 児童養護施設は23区中14区に所在（児相設置区を除き東京都が所管）											
議会（要旨）	令和元年度11月会議 里親制度の普及や里親支援に当たり、民間事業者等との協働を検討すべき。 平成29年度 9月会議 児童養護施設の誘致を始めとした社会的養護の体制整備を進めていくことが必要。											

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-05		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	公有財産管理		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井		
			担当者名	河津	内線	3862		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-92-98	公有財産管理費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 16	（ 2004 ）	年度	根拠	法令等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	・ 荒川区公有財産管理規則				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	公有財産（保育施設用地等）の維持管理を行う。							
対象者等	保育施設等の利用者及び周辺住民等							
内容	・ 保育施設用地等 保育施設用地等の維持管理（財産管理、境界確定等）を行う。 ・ 旧小台橋小学校 校舎の解体後跡地の道路拡幅工事を実施（平成31年度） ・ 東日暮里保育園 東日暮里保育園が民設民営の日暮里保育園に移行し、解体工事を実施（令和元年度）							
経過	平成16年度	小台橋小学校廃校に伴う跡地利用として保育園の誘致						
	平成24年度	保育園開設に伴い財産所管が子育て支援部となる						
	平成26年度	平成25年度から旧真土小利用の2団体が移転するため受入態勢のための整備を行う						
	平成27年度	旧町屋ひろば館を私立保育園園舎建替中の代替施設として25年1月～26年4月まで貸出						
	平成30年度	旧町屋ひろば館建物解体工事						
	令和元年度	藍染公園拡幅地として、土地を道路公園課に引継ぐ。引継ぎ後公園として整備						
		旧町屋保育園敷地測量、解体工事						
		私立幼稚園誘致用地として学校法人与事業用定期借地権設定契約を締結し、貸付						
		旧小台橋小学校解体工事						
		東日暮里保育園解体工事						
必要性	公有財産（保育施設用地等）の適切な維持管理のために必要である。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値（8年度）
	①	施設数	1	1	0	0	0	30年度旧小台橋小学校除却 元年度東日暮里保育園除却
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続		財産の管理に伴う必要な処理を行う事務であるため、継続して実施する。				

No2 (単位：千円)								
予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		44,938	425	118,571	154,862	115,459	—	—
決算額（3年度は見込み）		42,347	18	100,889	152,932	114,391	—	—
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	施設数	2	1	1	1	1	0	0
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
工事請負費	東日暮里保育園解体工事	90,773						
工事請負費	道路拡幅工事	20,550						
賃借料	土地賃貸借契約賃料	2,352						
委託料	土地測量、標設	249						
役務費	敷地賃料改定に係る意見書作成	55						
家屋等修繕	排水管修繕	412						
(単位：千円)								
行政 コ ス ト 計 算 書	勘定科目	元年度	2年度	差額	勘定科目	元年度	2年度	差額
	給与関係費	1,681	1,544	▲ 137	地方税等	0	0	0
	物件費	2,655	0	▲ 2,655	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	412	0	▲ 412	都支出金	5,726	0	▲ 5,726
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	5,726	0	▲ 5,726
	賞与・退職給与引当金繰入額	267	88	▲ 179	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 101,706	▲ 1,632	100,074
	その他行政費用	102,417	0	▲ 102,417	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	107,432	1,632	▲ 105,800	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 101,706	▲ 1,632	100,074
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 101,706	▲ 1,632	100,074
備考	行政費用物件費は、主に所管する土地等に係る工事等であるが、2年度はその実績がなかったため、皆減している。その他行政費用の元年度は保育園解体工事費等である。							
問題点・課題	・保育施設等の建設計画に伴う土地や建物及び周辺の公共設備（電気、水道、ガス）等の管理について、区民や関係部署との連携、関係法令等の遵守に十分に留意しながら進めていく必要がある。							
問題点・課題の改善策								
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容		令和2年度に実施した 改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	旧小台橋小学校解体後の電柱移設工事について、東京電力、基盤整備課と調整し実施する。		電柱移設工事は、コロナウイルス感染拡大の影響で事業者の予定が遅れ、2年度中の工事が困難となった。			基盤整備課、東京電力と連携をとり、電柱移設工事を完了させる。		
②								
③								
他 施 状 況 の 実 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)							
	老朽化施設の建替、大規模改修を計画又は実施中							
議 会 （ 要 質 問 状	平成27年度2月会議 平成26年決算特別委員会		旧小台橋小の解体後の場所を荒川遊園の魅力向上に向けて活用すべき 旧小台橋小学校用地利用、活用計画について					

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-06		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	児童福祉施設等指導検査		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井	
			担当者名	前田		内線	3789	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-18-02	児童福祉施設等指導検査事務費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☒ 2年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業							
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	児童福祉法第46条第1項			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	子ども・子育て支援法第14条第1項ほか			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	利用者支援の観点から、保育施設等の適正な運営及び保育の質の確保等を図り、区の児童福祉行政の増進に寄与することを目的として児童福祉法、子ども・子育て支援法の関係法令等に基づき、保育施設等に対する必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずるための指導検査等を実施する。							
対象者等	児童福祉施設等 66施設（保育所59、小規模3、家庭的3、母子生活支援1）、特定教育保育施設等 129施設（教育・保育施設68、地域型保育6、子ども・子育て支援施設55）、認可外保育施設 86施設 ※同一施設であるが法により名称が異なるため、一部重複あり。							
内容	・児童福祉法に基づく指導検査では、児童福祉施設等（保育所、母子生活支援施設等）に対し、福祉諸法をはじめ労働基準法、消防法などの法令に照らし、施設の設備や運営に関する基準等の適合状況及び区が定める指導検査に係る基準・方針等に対する実施状況等について個別的に詳らかにし、必要な助言及び指導等を行う。 ・子ども・子育て支援法に基づく指導監督では、特定教育・保育施設（幼稚園または保育所）及び特定子ども・子育て支援施設の設置者並びに特定地域型保育事業者（家庭的保育事業、小規模保育事業）に対し、確認基準の遵守及び給付費の適正化を図るため、指導を行う。また、必要に応じ、随時監督を実施。 ・認可外保育施設に対する指導監督では、児童福祉法等に基づき、適正な保育内容及び保育環境の確保を目的として、区が定める認可外保育施設指導監督基準の適合状況を把握するため、報告徴収及び立入調査を実施。							
経過	平成24年8月 子ども・子育て関連3法成立 平成27年4月 子ども・子育て新制度施行 区による子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等に対する指導検査を開始 令和 2年7月 荒川区子ども家庭総合センター（児童相談所）設置 児童福祉法に基づく児童福祉施設等に対する指導検査権限が都から区へ移譲 区による児童福祉法に基づく児童福祉施設等に対する指導検査を開始							
必要性	児童福祉法、子ども・子育て支援法等の関係法令等に基づき、各施設における適正な運営及び保育の質の確保等を図るため、必要である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 平成29年度から実施。指導検査の会計分野については、専門的で高度な知識を要することから、公認会計士や税理士に財務分析等の業務支援を委託し、指導検査業務の充実と強化を図る。							
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）		
		① 指導検査件数（児童福祉施設等）			22	66	58	原則、実地指導
		② 指導検査件数（特定教育・保育施設等）			22	103	111	
③ 立入調査等件数（認可外保育施設）			1	8	86			
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
推進	推進	当該事務は、利用者支援の観点から、保育施設等における適正な運営及び保育の質の確保等を図るために、今後も推進していく必要がある。						

(単位：千円)

問題点・課題

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新体制への入念な準備及び指導検査のノウハウを早期に習得し、効率的かつ実効性のある指導検査を実施していく。	要綱や基準整備のほか、係内での研修の実施等、指導検査制度に対する理解を深め、能力向上を図った。	保育施設のほか、幼稚園等、指導検査対象の拡大に伴い、引き続き制度理解の習熟を図り、検査技術の向上に努める。
②			感染症予防に対応するため、事前書類の提出を求め、一部書面検査の導入を図り、実地検査の時間短縮を図る。
③			

他 施 区 の 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	子ども・子育て支援法に基づく指導検査については全区で実施。また、児童福祉法に基づく指導検査については、令和2年4月に児童相談所を設置した2区（世田谷、江戸川）で実施。

況 議 会 (要 質 問)	令和2年度6月会議	認可保育園の休園中の賃金カットについて、区の見解を問う。また、区としての実態調査や是正の状況について明らかにすること。
	令和元年度11月会議	児童相談所設置市事務として、保育園等の認可や指導検査が区の権限となり、区の責任で事業の質を確保することが可能となる。

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-07		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	管理運営費（子育て支援課分室・宮地ひろば館複合施設）		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井	
			担当者名	有川	内線	3788	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-01	管理運営費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 16	（ 2004 ）	年度	根拠	荒川区区民ひろば館条例、条例施行規則、管理運営要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	区直営の子育て交流サロンとして、在宅育児をしている親子の交流の場の提供や交流促進、子育て等に関する相談・支援を実施する。 また、区民の様々な活動に資するために「宮地ひろば館」を管理運営する。						
対象者等	- 子育て交流サロン 在宅育児家庭の親子等 - サークル室 子育てサークル（登録制） - 宮地ひろば館 ひろば館登録団体等						
内容	子育て支援課分室・宮地ひろば館の管理運営 ・建物の維持管理、子育て交流サロンの運営 1階：子育て交流サロン（3歳までの子どもとその保護者の集いの場） 2階：事務室 3階：子育てサークル室（サークル登録団体、昼食時は登録不要で親子での利用に供する） 4・5階：宮地ひろば館（4階洋室・5階和室） ※4階洋室は、29年4月から子ども家庭支援センターの一部として、相談対応機能強化及び児童相談所の区移管に向けた準備事務のため貸出停止していたが、令和2年度より宮地ひろば館として貸出を再開した。						
経過	昭和58年 宮地区民事務所として開館 平成10年 宮地区民事務所から宮地ひろば館となる 平成17年 外観設備を中心に大規模改修、耐震工事を実施 平成18年 子ども家庭支援センターとしてリニューアル開館 平成25年 エレベーター改修工事を実施 令和元年 空調設備（エアコン）改修工事を実施 令和 2年 子ども家庭支援センターを荒川区子ども家庭総合センターへ移行 1～3階は子育て支援課分室（子育て交流サロン含む）、 4～5階は宮地ひろば館（貸館運営）となり、分室で施設全体を管理						
必要性	子育て交流サロンは親子交流の場の提供として、ひろば館は区民の相互交流・自主活動の拠点として必要である。						
実施方法	（ ☒ 直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 直営で設置・運営						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 4階及び5階貸室稼働率（％）	45.4	39.7	16.4	16.4	55.0	2年度はコロナウイルス感染拡大防止のため減少
	② 4階及び5階貸室利用団体数	43	34	30	45	50	2年度はコロナウイルス感染拡大防止のため減少
③ サークル室稼働率（％）	38.7	48.3	27.3	27.3	40.0	2年度はコロナウイルス感染拡大防止のため減少	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
継続	継続		区民が利用する地域交流の拠点として、適切な施設の維持管理、運営を継続していく。				

(単位：千円)

行政費用は、担当職員の給与関係費と光熱水費などの物件費、建物修繕などの維持補修費で構成されている。前年度と比較して、前年度と比較した給与関係費の増加は、組織改正によるものである。行政収入は、貸室の施設使用料である。

・乳幼児の利用が多い施設にも関わらず、交通量の多い道路に面し、駐輪場が不足しているなど立地に課題があり、また施設の老朽化も進んでいることから、将来的な施設のあり方を検討する必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	施設の老朽化を踏まえて、今後の改修計画を立てる。	屋外排水管、サロンサッシ・非常照明・防火扉（1階・3階）、階段雨漏り、看板撤去、トイレ洗面配管、防犯カメラ等の修繕を実施。	サロン自動ドア、非常階段の塗装等の修繕を行うことで安全に施設利用ができるように取り組んでいく。
②			
③			
他区の状況	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-08		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名	子育て支援情報提供事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名 谷井		
			担当者名	大山・中西	内線 3812		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-04-01	子育て支援情報提供事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	平成 19（ 2007 ）年度	根拠					
終期設定	○ 有 ● 無（ ）年度	法令等					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	ホームページや紙媒体等により、子育て家庭が必要な情報を必要な時に、総合的で分かりやすく提供し、「知らなくて利用できなかった」という状況を解消していくことを目的とする。						
対象者等	主に就学前の子どもを持つ保護者等						
内容	①「あらかわ子育て応援ブック」「あらかわ子育ておでかけMAP」の配付 平成19・20・22・24年度発行（15,000部） 平成26年度発行（「応援ブック」10,000部「おでかけMAP」11,000部） ②在宅育児家庭のイベント情報誌「あらかわきッズニュース」の発行（17年度～） 子育て関連施設に設置・配布（2ヶ月に1回発行、～平成29年度7,000部 平成30年度～8,000部） ③子育て情報をひとまとめにした「子育て応援パック」の配付 子育て支援課窓口で、出生及び転入世帯に配付 ④子育て関連情報を総合的に発信する「あらかわ子育て応援サイト」の構築・運営（20年12月開始） 25年2月、公園の施設案内をスマートフォン専用ページ「おでかけParkNavi」として開設 27年度からは区ホームページの再編にあわせ移行し、令和2年度からは区ホームページに機能を統合 ⑤子育て支援アプリ「あらかわすくすく子育てアプリ」の配信を開始（平成30年度～）						
経過	平成17～19年度 子ども家庭支援センター事業費で「子育てマップ」を作成 平成20年度 「子育てマップ」を「子育てハンドブック」に統合したことに伴い本事業費で総合的に執行 平成21年度 子育て支援モニター等の意見を参考に「子育てハンドブック」を「子育て応援ブック」「子育ておでかけMAP」に分冊（同時配付） 平成20年度 子育て情報をリアルタイムに情報発信できるよう「あらかわ子育て応援サイト」を開設 平成20～25年度 子育てを楽しむ生活情報誌「あらかわ区報きッズ」を年4回発行（各15,000部） 平成24年度 スマートフォン用公園案内ページ「おでかけParkNavi」を開設 平成27年度 「あらかわ子育て応援サイト」を区ホームページに移行 平成30年度 スマートフォン用子育て支援アプリ「あらかわすくすく子育てアプリ」の配信を開始 令和 2年度 きッズニュースの部数を48,000部から42,000部へ減刷 「あらかわ子育て応援サイト」の機能を区ホームページに統合						
必要性	子育て支援施策を「知らなくて利用できなかった」ことを解消するために、多様な方法により正確で豊富な分かりやすい子育て支援情報を提供することが必要である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 「子育ておでかけMAP」制作を印刷製本契約。「子育て応援ブック」は28年度から直営で制作・発行 「あらかわすくすく子育てアプリ」保守運用を業者委託。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① 子育てアプリ登録者数	900	2163	3581	4000	6000	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
重点的に推進	重点的に推進	区民が、子育てに関する有益な情報を容易に入手できるようにするため、重点的に推進する。					

(単位：千円)

行政費用の物件費は、あらかじめきつずニュースの作成や子育てアプリの運営委託経費である。前年度と比較した給与関係費の減少は、担当する職員数減である。また、物件費の増加は、2年度に子育ておでかけMAPを作成したためである（2年に1回作成）。

・子育てアプリが広く有効に活用されるように内容を充実させるため、各関係所管との連携が必要である。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	子育てアプリの各所管ごとの内容整理及び充実を図る。	子育てアプリ情報をより充実させるため、事業者による操作説明会を開き、各所管での情報更新の促進を図った。	子育てアプリの更なる充実を目指し、各所管と連携し、子育て支援に役立つ配信内容を増やしていく。
②			
③			
他区の状況	（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区） 大田、葛飾、北、江東、品川、杉並、隅田、台東、湊、目黒は区が運営。中野、豊島、練馬、新宿、中央は官民連携型で運営。		
状況（要旨）	平成30年度 6月会議 子育て支援サービスを積極的に配信できるアプリについて 平成27年度11月会議 子育て情報「絆メール」の配信事業について		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-09		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事			
事務事業名	産後支援ボランティア助成事業費		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名 谷井		
			担当者名	中西	内線 3861		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-05-01	産後支援ボランティア助成事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	平成 18（ 2006 ）年度	根拠	荒川区産後支援ボランティア派遣事業費補助金				
終期設定	● 有 ○ 無 令和 7（ 2025 ）年度	法令等	交付要綱				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	出産後間もない子ども（原則出産後6月以内の子ども）を養育する家庭において、養育が困難な場合、助産師・ボランティア等を派遣し、赤ちゃんの入浴の手伝い、買い物の手伝い等を実施するボランティア団体に対し、その運営費を補助し、産後家庭の子育ての負担軽減を図る。						
対象者等	産後支援ボランティアを継続して派遣できる団体 ※団体構成員が10人以上で半数以上が区内在住・在学・在勤者						
内容	・実施団体 「35（産後）サポネットin荒川」 代表 元首都大学東京教授 恵美須文枝氏・元NP0法人代表 藤田房江氏 ・支援内容 赤ちゃんの入浴手伝い・外出付き添い・買い物代行・家事手伝い・お母さんと赤ちゃんの健康相談など ・支援対象 出産後6ヶ月以内の育児困難家庭 ・支援方法 産後家庭への助産師・保育士・ボランティアの派遣による援助 ・利用時間 1回2時間以内 ・利用料金 派遣ボランティア1名につき500円 ・対象経費 ボランティア活動費等（派遣コーディネート、事務職員含む）・保険料・会議費等						
経過	平成16年10月 首都大学において子育てボランティア講演会・シンポジウムを開催 平成17年 3月 シンポジウムをきっかけに区民・学生による産後支援ボランティア（35（産後）サポネットin荒川）が始まり、同活動の支援を荒川区次世代育成支援行動計画に織り込む。 平成18年 4月 モデル事業として、事務局経費・保険料・事務局補助者経費を区が助成する目的で予算を計上 平成21年 2月 事務局が荒川六丁目みんなの実家@まちやに移転したことにより、会場費はサロン経費で負担 平成27年 4月 事務局であるみんなの実家@まちやが、町屋5丁目に移転						
必要性	区内における出産直後の乳児及び母親を支援対象としたボランティア活動に対する補助の必要性は高い。こうした子育て支援のボランティア団体の育成につながっている。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） ボランティア団体への補助事業						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 延べ利用者数	1,200	1577	1343	1463	1,650	実利用者数
	② 派遣ケース数	113	144	111	128	200	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
推進	継続		養育困難な新生児を対象とした子育て支援策として、虐待の未然防止を図るため、今後も事業を継続していく。				

(単位：千円)

問題点・課題

・安定した事業運営のため、継続的なボランティア人材の確保・育成と、必要な財源の確保が課題である。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

①	支援者のスキルアップが重要であるため、養成講座等の開催に当たっては、区も協力しながら実施していく。	事業の活動状況やオンラインによるボランティアの研修報告など、定期的に支援団体と情報共有している。	引き続き、支援団体と情報共有を行い、団体の意見を聞きながら、産後支援活動の円滑化を図る。
②			
③			
他 施 区 の 実 況 議 会 要 旨 質 問 状	（実施 10 区 千代田区（子育てサポート）、渋谷区（にこにこママ）、北区（子育て応援団事業）、中央区（育児支援ヘルパー）、江東区（ふれあいサービス）、練馬区（育児支援ヘルパー）、港区（あい・ぽーと子育てサポート）、世田谷区（さんさんサポート）、新宿区（育児支援家庭訪問）、中野区（育児支援ヘルパー）	未実施 12 区 不明 0 区	
	令和2年度9月会議 コロナ禍における児童虐待対策としての産後支援について		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-10		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	ツインズサポート事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井	
			担当者名	中畑		内線	3812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-05-02	ツインズサポート事業						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	荒川区ツインズサポート事業実施要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	01 多様な子育て支援の展開						
目的	多胎児を養育する家庭に対し、外出の不自由を緩和するため、タクシー利用金を助成するとともに、保育園等における一時保育事業やファミリー・サポート・センター事業等の在宅育児支援事業等の利用料の一部を助成することにより、多胎児を養育する家庭の経済的負担を軽減し、もって子育て支援の充実を図ることを目的とする。							
対象者等	①タクシー利用料金助成：荒川区民で当該年度4月1日現在、満2歳以下の多胎児養育家庭 ②在宅育児支援事業等利用料金助成：荒川区民で当該年度4月1日現在、満5歳以下の多胎児養育家庭 ③当該年度の4月2日以降に出生、転入により上記の①、②に該当する多胎児養育家庭							
内容	①タクシー利用料金助成事業 助成対象 多胎児家庭の保護者が、多胎児とともに外出した際に利用したタクシーの利用料 助成額 利用料の金額 年額20,000円を上限（※） ②在宅育児支援事業等利用料金助成事業 助成対象 ファミリー・サポート・センター、一時保育、緊急一時保育、ショートステイ、産後支援ボランティア派遣、乳幼児一時預かり、病児・病後児保育の利用料 助成額 利用料の1/2 年額20,000円を上限（※） ※年間助成限度額は、該当した期間により、限度額を四半期に分け5,000円単位で減額							
経過	平成19年度 都バスで双子用ベビーカーが使用できないため、タクシー券配布事業として開始 平成21年度 タクシー券販売中止により補助制度に変更 平成28年度 在宅育児支援事業等の対象に、病児・病後児事業と乳幼児ショートステイ事業を追加 令和 2年度 荒川区ツインズサポート事業実施要綱改正。利用申請者の負担軽減のため、助成金交付申請書（請求書）の様式を変更。							
必要性	多胎児の養育は負担が大きいことから、経済的精神的な支援が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 四半期毎に対象者をシステムで抽出し、申請書を郵送するほか、出生・転入による諸手続の際、対象の来庁者に申請書を手交。申請は随時受付、四半期毎に交付決定し支出。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	①	在宅育児支援事業等補助件数（延べ）	29	31	27	31	35	
	②	タクシー利用補助件数（延べ）	51	55	49	57	60	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続	多胎児を養育する家庭の経済的負担を軽減する事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	補助費等はタクシー利用料金や一時保育等の在宅育児支援事業利用料補助である。前年度と比較した給与関係費の増加は、利用者の負担軽減のため申請方法の簡素化等事務見直し及び事務分担の変更を行ったためである。また、補助費は補助実績減により減少している。
問題点・課題	・既に区報、子育てアプリやホームページ等で情報発信しているが、対象者の抽出及び申請書類の郵送が四半期毎であるため、対象者によっては事業案内が遅れる場合がある。 ・いずれの助成対象事業が、一部を除き外出を伴うものであり、在宅しながら受けられるサービスの拡充が求められる。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	窓口での説明を丁寧に行うとともに、子育てアプリ等も活用し利用を促していく。	出生や転入時に、もれなく案内ができるよう、子育て支援課窓口担当と連携を図った。	引き続き、窓口担当と連携を図り、対象者へ事業内容の説明を徹底し、サービス利用の促進に努める。
②	利用者が簡単に申請できるように手続きの負担軽減を検討する。	利用者がスムーズに申請できるよう、補助金申請書の簡素化を図った。	利用者視点に立って事業内容を見直し、更なる多胎児支援の充実を図る。
③			

他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
議 会 質 問 状 況	令和2年度9月会議 多胎児支援の「タクシー利用料金助成」における精算方法について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-11		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	地域子育て見守り事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井	
			担当者名	吉田		内線	3812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-05-03	地域子育て見守り事業						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 19	（ 2007 ） 年度	根拠	荒川区地域子育て見守り事業実施要綱				
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7 （ 2025 ） 年度	法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	民生・児童委員及び主任児童委員が、在宅で乳幼児を養育している家庭を訪問し、子育て応援券（キッズクーポン）を配付することにより、在宅育児家庭状況を把握するとともに、在宅育児家庭が孤立しないように見守り、安心して子育てできることを目的とする。							
対象者等	満2歳以上3歳未満の在宅育児家庭（年齢は当該年度の4月1日現） ※配付時まで区内に住所を有する者							
内容	民生・児童委員及び主任児童委員（以下、民生委員等とする）が、担当区域内の対象家庭を訪問、キッズクーポン配付とともに、在宅育児家庭の実情把握に努め、子育て関連情報の提供や相談・助言を行う。 ・配付方法 ①事前に対象世帯（2歳児）に「民生委員等訪問のお知らせ」を封書にて送付し事業を周知する。 ②民生委員等が対象世帯を戸別訪問。 こども商品券2,000円分 ※荒川遊園リニューアルオープンまでの暫定対応） ・周知方法：区報・ホームページ掲載							
経過	平成19年度 荒川区地域子育て見守り事業を実施(子育て需要調査を本事業で実施) 平成25年度 あらかわ遊園のりもの券（2歳児）の配付方法を戸別訪問から郵送に変更 平成28年度 あらかわ遊園のりもの券（2歳児）の配付方法を郵送から戸別訪問に変更 平成30年度 絵本交換券（1歳児以下）の配付方法を戸別訪問から郵送に変更 あらかわ遊園がリニューアル工事により休園のため、2歳児のクーポン内容を暫定的に見直し、こども商品券にした 令和 2年度 新型コロナウイルス感染症予防のため、戸別訪問から郵送に変更							
必要性	児童虐待早期発見、防止及び子育て支援のため、地域の中で孤立しがちな在宅育児家庭の支援策として、必要である。							
実施方法	（ 2—部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 各地域の民生・児童委員及び主任児童委員による戸別訪問配付（絵本の交換は、東京都荒川書店組合に委託）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値(8年度)
	①	絵本交換券（1歳以下）配付率（%）	98.40	97.21	72.28	0	0	対象児童数に対する配付率
	②	のりもの券（2歳児）配付率（%）	93.32	90.26	83.77	100.00	100.00	対象児童数に対する配付率
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続	民生・児童委員及び主任児童委員による在宅育児家庭の見守り事業として必要であり、継続的に実施していく。					

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	託児サポーター		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井	
			担当者名	中畑	内線	3812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-05-04	託児サポーター					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 19	（ 2007 ）	年度	根拠	荒川区託児サポーター事業実施要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	育児の援助を受けたい団体（利用団体）及び自宅以外の場所で育児の援助を行いたい者（託児サポーター会員）により構成される会員組織で、会員相互の援助活動を実施することにより、子育て家庭の社会活動への参加を促進することを目的とする。						
対象者等	利用団体：区内で開催する講演会や集会等の行事において託児サービスを実施するため、託児サポーター事業の利用を希望すること。指定した行事保険に加入すること。 託児サポーター：荒川区ファミリー・サポート・センター協力会員又は同等の条件を満たす者						
内容	①事務所の設置 事務局に事務局長を置き、利用団体及び託児サポーターの募集及び登録、会員相互の調整、広報活動等を行う。 ②相互援助活動 生後6か月から小学3年生までの子どもを、保育士又はファミリー・サポート・センター協力会員等の保育の経験がある者が「託児サポーター」として登録し、区・民間団体等（利用団体）から利用の申込みがあった場合、事務局が託児サポーターと調整の上、託児場所において一時的に預かるサービスを提供する。 ③報酬 利用団体は託児サポーターに直接現金（1,220円／時）で支払う。						
経過	平成19年11月 事業開始						
必要性	講演会・イベント事業等における託児所等の設置を支援し、子育て家庭の社会参加を促進するため、事業は必要である。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 荒川区社会福祉協議会に委託						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 派遣回数（延）	153	124	13	120	220	2年度は新型コロナウイルス感染症のため派遣回数が大幅に減少
	② 派遣人数（延）	447	395	31	390	640	
	③						
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
継続		継続		子育て家庭の社会参加を促す事業であるため、継続して実施する。			

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の大半は業務委託料に当たる物件費が占めている。

- ・託児場所の安全確保のため、事前確認と準備が必要である。
- ・託児中に起きた事故による損害は、会員間での解決が求められることから、利用に際しては会員双方の責務を明確にし、周知する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	実施場所に必要な備品・消耗品等が不足している場合があるため、事前に確認し調整する。	実施に必要な備品・消耗品等や注意点について保護者に事前に確認を行うよう徹底した。	託児場所の安全確保のために必要な備品・消耗品等の事前確認を徹底し、保護者に安心して利用してもらえるように努める。
②			相互援助活動が安全に行われるよう、会員間での信頼関係構築について、区及び事務局はその促進と支援に努める。
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 他区について、区イベント等のための託児サービスは実施しているが、託児サポーター事業を実施しているのは荒川区のみ。		
議会(要旨)状況			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-13		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	親子ふれあい入浴事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	中西		内線	3861
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-05-05	親子ふれあい入浴事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 19	（ 2007 ） 年度	根拠	荒川区親子ふれあい入浴事業補助要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7 （ 2025 ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	毎月第3土曜日とその翌日の日曜日を「あらかわ家族の日」としており、そのうち年6回土曜日に親子ふれあい入浴事業を実施することにより、家庭内では経験できない親子のふれあいの場を提供し、もって家族のコミュニケーションの円滑化と子育て家庭への支援に資することを目的とする。						
対象者等	荒川区内の小学生以下の児童と保護者						
内容	事前に、小学校・幼稚園・保育園・ひろば館等を通して、入浴券（2万枚・周知用チラシを兼ねる）を配付し、入浴券を持参した親子について入浴料を無料とする。 ・事業実施時期 年6回実施。開催日は原則として開催月の第三土曜日（あらかわ家族の日） 平成21年度～：6～11月に毎月実施（20年度は7～12月） ・対象浴場 東京都公衆浴場生活衛生同業組合荒川支部に加盟する浴場 ・補助交付団体 東京都公衆浴場生活衛生同業組合荒川支部 ・公衆浴場に対する補助額 ①事務処理に要する補助 1浴場につき1回の実施に当たり5千円（22年度～）とする。 ②浴料の割引を行った場合の当該割引相当額 令和2年度実績 実施回数38回 利用者数829人 ※ ③補助事業の宣伝広告等を行った場合は、当該宣伝広告等に要した経費（限度額10万円）						
経過	平成19年 荒川区親子ふれあい入浴事業補助を開始 公衆浴場に対する補助額のうち、事務処理に要する補助（19年度～21年度は1浴場につき1回の実施に当たり1万円） 平成21年 区民が家族のコミュニケーションを密にし、親子のきずなを深める契機とするため、毎月第3土曜日とその翌日の日曜日を「あらかわ家族の日」と制定 令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響により、年6回中4回中止（9・10月のみ開催）						
必要性	家族関係が希薄になり、親子のふれあう機会が不足している今日、親子のきずなを深める事業として必要である。地域資源である公衆浴場の振興に寄与している。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 交付申請→交付決定→入浴料補助 年2回請求書・実績報告により支出						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
①	参加親子（延べ人数）	11010	10831	829	11014	13000	令和2年度は、新型コロナウイルスの影響による実施回数の減
②							
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
継続	継続	地域の社会資源を活用した子育て支援策として、継続的に実施していく。					

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	事務用消耗品	51	需用費	事務用消耗品	20	需用費	事務用消耗品	80
負担金補助等	浴場組合補助	4,005	負担金補助等	浴場組合補助	483	負担金補助等	浴場組合補助	4,084

(単位：千円)

備考	行政費用の補助費等は、浴場組合に対する補助である。前年度と比較した補助費等の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響により一部の期間休止したためである。また、給与関係費の増加は、担当職員の業務量の増によるものである。
問題点・課題	・浴場組合と意見交換や情報共有を行い、広く事業を周知していく必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	浴場組合と意見交換を行い、円滑な 事業運営を図っていく。	新型コロナウイルス感染拡大防止の ため、浴場組合との連携をより密に しながら事業を実施した。	引き続き、感染予防を徹底しなが ら、状況に応じ、事業を実施して いく。
②			
③			

議 決 案	
議 決 要 旨	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-14		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	中西		内線	3861
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-05-06	あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	東京都乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境整備事業実施要綱・荒川区実施要綱		
終期設定	☒ 有	☒ 無	（ ）年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	保育所・認証保育所等において、授乳及びおむつ替え等のための施設設備（以下「あらかわベビーステーション」という。）の設置を促進するとともに、あらかわベビーステーションを広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備することを目的とする。						
対象者等	乳幼児を持つ親						
内容	区内の保育園、幼稚園、ひろば館、ふれあい館など子育て関係施設のほか、主要な公共施設に、気軽に利用できる授乳・オムツ交換スペースを設置し、こうした設備が備わっている施設を「あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）」として認定し、利用を呼びかける。 また、民間施設や商業施設にも、設置費用の一部を補助することにより、こうした設備の設置を勧奨し、「民間版あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）」として顕彰するとともに、広く周知し、乳児を抱えた保護者の外出を容易にすることを側面から支援する。住環境条例の改正により子育て支援施設の設置のための協議が行われることとなった。 なお、認定施設は、東京都の同様の事業「赤ちゃん・ふらっと」に登録を行い、併せてPRする。						
経過	平成21年1月 あらかわベビーステーション（赤ちゃんの駅）設置事業開始 東京都において乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）実施要綱制定 令和3年5月末 65カ所認定 ①区役所 ②ゆいの森あらかわ ③ふれあい館13館 ④区立図書館、図書サービスステーション4館 ⑤保育園（園内の子育て交流サロン含む）22館 ⑥私立幼稚園等（黒川幼稚園、ワタナベ学園） ⑦子育て交流サロン（きらきら、みんなの実家@まちや、荒川おもちゃ図書館、汐入おもちゃ図書館、にじの森保育園） ⑧あらかわ子育て応援店5店 ⑨その他（あらかわ遊園、町屋文化センター、アクト21、エコセンター、総合スポーツセンター、荒川さつき会館、アトリエ・コッポラ、PaluPalu、はるな倶楽部、サンパール荒川、ふらっとにつぼり）						
必要性	乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備することは、子育ての孤立・負担感を解消するとともに楽しく子育てできるまちづくりのため、必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 公共施設：設置認定 表示板の設置、施設改修、備品購入 民間施設：設置認定 表示板の設置、施設改修費・備品購入費補助						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① ベビーステーション設置数	62	62	65	67	76	累計値
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	乳幼児をもつ親が安心して外出できる環境を創出する事業であるため、継続して実施する。					

(単位：千円)

行政費用の物件費は、本庁舎を含む公立施設のベビーステーション用消耗品・備品購入費であり、2年度は増設があり備品を購入したことから、増加している。

- ・乳児を持つ親が気軽に利用できるよう、区内全域にわたって設置することが課題である。
- ・「あらかわベビーステーション」をより一層広く周知する必要がある。
- ・本庁舎2階ベビーステーションについて、利用しやすい環境の整備を図っていく必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ベビーステーションの設置数を増やすため各施設に設置の検討を依頼していく。	ホームページにて設置施設の募集を行うと共に、区の関係機関にもベビーステーションの設置を促した。	ホームページにて設置施設の募集を行い、区の関係機関の他、保育園等にもベビーステーションの設置を促していく。
②	常に最新の設置情報を提供し、利用者数拡大のため周知を図る。	ホームページやあらかじめ子育て応援ブック等により周知を図った。	ホームページやあらかじめ子育て応援ブックの他、子育てアプリにも情報を掲載より周知を図る。
③	より利用しやすい環境にするため、利用者のニーズを把握しつつ、ベビーステーションの整備を進める。	新型コロナウイルス感染防止対策として、消毒液やウェットティッシュ等の備品を設置し安心して利用してもらえるように努めた。	ベビーステーション内に暖房設備がないため、ヒーター等を設置する。

他 施 区 状 の 実 況	(実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区)	その他：都内1,547施設(令和3年6月現在)が東京都「赤ちゃんふらっと」として届出あり
議 会 質 問 状 況 (要 旨)		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-15		戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名	新生児・3歳児絵本贈呈事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	中西		内線	3861
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-05-07	新生児・3歳児絵本贈呈事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 21	（ 2009 ）	年度	根拠			
終期設定	☒ 有 ☐ 無		令和 7 （ 2025 ）	年度	法令等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	01 多様な子育て支援の展開					
目的	絵本を通して親子の絆とコミュニケーションを深め、豊かな人間性を育むため、新生児の保護者と3歳児に絵本を贈呈する。						
対象者等	出生児及び3歳児の保護者						
内容	①新生児への絵本贈呈 出生児の保護者に対し、子どもの誕生を心からお祝いする意味も込めて「みんな絵本から～I love reading books with you, Mammy.」を、また、23年度からは、その後生まれた場合の重複をさけるため、「ちょっとだけ」（福音館書店）を贈る。28年度からは、3人目の出生児に、更に重複をさけるため「人月石」（福音館書店）を贈る。なお、この選定は、柳田邦男氏の推薦によるものである。（「あらかわ読書フェスティバル」において柳田邦男絵本大賞を区が創設している） ②3歳児への絵本贈呈 親子の絆とコミュニケーションを深めるため、絵本を贈呈する。絵本は柳田邦男氏等が選定した5冊中1冊を選んでもらうものとし、3歳児健診時に贈呈（絵本の読み聞かせは26年度に終了）。 絵本内容：はっぴいさん、スイミー、月夜のみみずく、なつのあさ、よるのようちえん 荒川区読書活動推進計画（第四次）における「家読の推進」としても大きく寄与している。						
経過	平成21年度 事業開始						
必要性	絵本の持つ力や読み聞かせの楽しみなど、親子の会話や、読書の大切さを伝えるために必要な事業である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 新生児については、乳幼児医療証等申請時、3歳児については、3歳児健診にあわせ配布。 ※3歳児健診時は子育て支援課職員が対応している						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① 配布率（％）	98.4	100	63.8	100	100	配布率＝配布数/0歳3歳児人口
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	親子のコミュニケーションを深めるきっかけをつくる事業であるため、継続して実施する。					

予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		4,391	4,353	4,559	4,549	4,467	4,384	4,154
決算額（3年度は見込み）		4,318	4,351	4,558	4,548	4,464	4,376	4,154
実績の推移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	配布数（出生児保護者）	1875	1817	1840	1681	1790	1666	1712
	配布数（3歳児保護者）	1629	1758	1692	1791	1682	519	1610
	新生児・3歳児合計配付数	3504	3575	3532	3472	3472	2185	3322
	対象人口（4月1日時点）	3601	3563	3620	3529	3434	3427	3322

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-16		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	産後ケア事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井	
			担当者名	中西・中畑	内線	3861	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-05-08	産後ケア事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 29	（ 2017 ） 年度	根拠	荒川区産後ケア事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	05	親子の健康推進				
目的	産後において家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられず、支援を必要とする妊産婦及乳児に対して、心身のケア、育児の支援その他の健康の維持及び増進に必要な支援を行うことにより、母子に対する支援体制を確立し、子育て支援の充実に資することを目的とする。						
対象者等	産後1年未満で区内に住所を有し、産後において家族から十分な家事、育児等の援助が受けられず、産後の体調や育児に不安がある者。						
内容	・実施施設 ①東京リバーサイド病院(宿泊型・日帰り型) ②永寿総合病院(宿泊型) ③たんぼぼ助産院(宿泊型・日帰り型・訪問型) ④綾瀬産婦人科(宿泊型・日帰り型) ⑤You and me助産院(訪問型) ⑥あらかわレディースクリニック(宿泊型) ⑦にしやま助産院(訪問型) ⑧加藤産婦人科医院(宿泊型) ・ケア内容 ①産後における母体管理及び生活面の指導 ②乳房管理、乳房ケア ③授乳・沐浴指導 ④乳児の発達・発育相談 ⑤保健指導 ⑥食事の提供 ※訪問型は主に乳房ケアと相談を実施 ・利用上限 宿泊型：1泊2日～3泊4日、日帰り型：4日、訪問型：6回 ・利用者負担 宿泊型：1日6,000円、日帰り型：1日4,000円、訪問型：1回1,000円 ※住民税非課税世帯は半額、生活保護世帯は全額免除 ・利用方法 利用者が事前に区へ申請を行い、承認を受けた後、実施施設に直接予約し利用。						
経過	平成29年度 荒川区産後ケア事業を開始（宿泊型、初産婦のみ対象） 平成30年度 対象者を拡大し、経産婦も利用可能とした。宿泊型に加え、日帰り型を開始。 令和元年度 訪問型（助産師が利用者自宅を訪問し、主に乳房ケアと相談を実施）を開始。 令和2年度 宿泊型実施施設追加（令和元年6月～）、訪問型実施施設追加（令和元年10月～） 令和3年度 新型コロナウイルスの影響で医療機関により受入れの制限は有るが、事業は継続。受入対象も、産後4か月未満から申請により1～2ヵ月延長可能とした。対象期間を産後4か月から産後1年未満に延長し、訪問型の利用上限を3回から6回に拡大した。						
必要性	心身の負担の大きい産後間もない母子の支援策として、必要な事業である。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 必要な施設基準と出産及び産後のケアに関する技量を有し、人員体制を備えた病院・助産院等に委託して実施する。						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
標	① 利用承認数	178	410	454	550	800	利用承認した人数
	② 実利用者数	67	205	336	400	500	利用承認し実際に利用した人数
	③ 延べ利用日数	233	551	775	1485	840	全類型（宿泊型・日帰り型・訪問型）の延べ利用日数
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
重点的に推進	重点的に推進	家庭内で孤立しがちな産後間もない母子の支援策として、重要な法定事業であるため、重点的に推進していく。					

(単位：千円)

問題

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	事業内容を丁寧に説明し、利用を促していく。	新型コロナウイルス感染症の影響によって産後ケアを利用できなかった利用者に対して、希望により承認期間を1～2か月延長した。	対象期間や訪問型の利用上限回数を拡大したため、ホームページや子育てアプリ等で広く周知していく。
②	利用者の増加に伴い、利用施設の新規開拓を進める。	宿泊型と訪問型の利用数が増加しているが、対応できる新規施設を増やすには至らなかった。	利用対象施設の新規開拓を近隣区施設を含め積極的に進める。
③			
他 区 の 実 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区が実施。		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成27年11月会議 母子に対して日帰り型や宿泊型の支援を行うべき		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-17		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事
事務事業名	地域子育て交流サロン事業（子育て支援課）		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	大山・有川		内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-06-01	地域子育て交流サロン事業（子育て支援課）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	平成 7	(1995)	年度	根拠	荒川区地域子育て交流サロン事業実施要綱・東		
終期設定	○ 有 ● 無	()	年度	法令等	京都子育てひろば事業実施要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	乳幼児を育てている保護者や子ども同士の交流とつながりを持つ場を提供し、在宅で子育てをしている保護者の育児不安や孤立化の解消を図る。						
対象者等	在宅で子育てをしている0歳から概ね3歳までの乳幼児とその保護者						
内容	・ 事業内容 ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の月1回以上の実施 ・ 子育て支援課所管のサロン（一般型） ①直営：きらきら（旧子ども家庭支援センター） ②委託：ドン・ボスコ、小台橋 ③補助：みんなの実家@まちや、ami-ami、ilonaおやこの縁側、子ども村ふぁみ～る、いくじ応援団ハウス、荒川おもちゃ図書館、汐入おもちゃ図書館、おぐぎんざおもちゃ図書館（出張：アクロス、すわだいサロン、さくら通り） ・ 他課所管のサロン - ゆいの森課（一般型）：ゆいの森あらかわ、学務課（連携型）：汐入こども園 - 保育課（連携型）：日暮里・熊野前・南千住駅前・南千住七丁目・にじの森 - その他、都単独型として、児童青少年課（ひろば館）、区民施設課（ふれあい館）に計16か所						
経過	地域子育て交流サロン（きらきら（旧子ども家庭支援センターは除く）） H6 ドンボスコ保育園、H17 小台橋保育園、H18 はなみずき保育園（H29.3月サロンのみ開設）、H19 東日暮里保育園（H31.3月保育園閉園に伴い終了）、H20 熊野前保育園、H21 みんなの実家@まちや、荒川おもちゃ図書館、H22 汐入おもちゃ図書館、南千住保育園、H23 南千住駅前保育所、南千住保育園閉園に伴い終了、H24 南千住七丁目保育園、H26 ami-ami、おぐぎんざおもちゃ図書館 H28「子育て交流サロン配置の基本的方針」策定（文教・子育て支援委員会報告） 出張サロンの開設 おたけの郷おもちゃ図書館、ふらっと H29.3 ゆいの森あらかわ、H29.4 にじの森保育園、出張サロンの開設：サロン・シャレースイスミニ H31.4 日暮里保育園、ilonaおやこの縁側 R2.10 出張サロンの変更 おたけの郷→アクロス、サロン・シャレースイスミニ→すわだいサロン、ふらっと→さくら通り（名称変更のみ） R3.4 子ども村ふぁみ～る、いくじ応援団ハウス						
必要性	子育て家庭の交流や子育て相談により保護者の育児不安や孤立化の解消を図る在宅育児支援として大きな役割を果たしており、必要である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） サロンごとに実施方法が異なる（直営・委託・補助）						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 地域子育て交流サロン全来所者数	92342	80456	46052	53000	100000	ゆいの森を除く親子利用者
	② 地域子育て交流サロン設置数（力所）	15	16	16	18	18	
③ 地域子育て交流サロン（出張型）開設数（力所）	3	3	3	3	3	開設地域（荒川、西尾久、西日暮里）	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
重点的に推進	重点的に推進		子育ての楽しさを共有すると共に、在宅育児家庭の育児不安や孤立化等の解消を図るため、重点的に推進する。				

(単位：千円)

備考	行政費用は、子育てサロンの運営委託料である物件費と運営団体への補助金である補助費等が大半を占めている。前年度と比較した給与関係費の増加は、組織改正による担当職員の業務量増である。行政収入その他は、一時預かりの利用料収入である。
問題点・課題	・在宅で育児をしている保護者の孤立化防止や育児不安を解消するために、子育て交流サロン職員の相談対応力の向上を図るとともに、保健所や子ども家庭総合センターとの連携を強化していく必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じる必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	連絡会や研修会を継続して実施することで、サロン間だけでなく、関係機関との連携も強化する。	サロン・保健所・子ども家庭総合センター・子育て支援課による連絡会を実施することで、連携の強化を図った。	新規開設の2か所を含め、引き続きサロン間や関係機関との連携を強化し、在宅育児支援の充実に取り組む。
②	換気・消毒の実施や定員の縮小等、新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえて、事業を実施する。	各サロンにおいて、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続することができた。	引き続き、密の回避、換気・消毒等の感染症対策をおこなったうえで事業を継続できるよう努める。
③			

他 施 区 の 実 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)					
議 会 質 問 状 況 (要旨)	令和元年度2月会議 平成28年6月会議 平成28年6月会議 平成28年予特 平成27年11月会議	サロンの民間の活用も含めた増設と、アウトリーチ型の相談体制の強化の早期実現 サロン充実を評価。サロンの課題を把握していると思うが、引き続き支援するつもり サロン空白地区の解消をどのようにするのか。出張サロン開設の目的はどうか。 サロンの予算を増額し、資格を持った職員の配置を。 サロンの認知度を上げるべき。虐待の解消にもつながる。				

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-18		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事				
事務事業名	子育てボランティア団体育成支援事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井	
			担当者名	中西		内線	3861	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-01	子育てボランティア団体育成支援事業						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業							
開始年度	平成 22	（ 2010 ）	年度	根拠	荒川区子育てボランティア団体等育成支援補助			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等	金交付要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	地域のボランティア団体が行う子育て支援事業又は子育て活動に対し、実施経費の一部を補助することにより、子育てボランティア団体等の育成を図り、子育て家庭を地域社会で支援する仕組みを作る。							
対象者等	区内の乳幼児（概ね3歳未満）を持つ子育て家庭を対象に支援事業を実施するボランティア団体（団体構成員が10人以上で半数以上が区内在住・在学・在勤者）							
内容	補助事業 ・対象となる事業・活動 ①子育て支援事業：就学前の児童を持つ子育て家庭に対して行う交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、情報の提供、講習会等の実施 ②子育て活動：在宅育児家庭が就学前の児童を対象にグループで行う子育て活動 ・補助対象経費：事業・活動実施に必要な消耗品、玩具購入経費や会場費、専門的な相談や講座を実施する際の講師謝礼、保険料等 ・補助限度額：運営費 25万円／年 開設経費 5万円（子育て支援事業のみ） ・補助団体：①汐たま（南千住8丁目）、②サニーサイドベビーサロン（西尾久4丁目）							
経過	平成18年 3月 尾久主任児童委員による双子の会月1回開催 平成21年 4月 「ツインズIN荒川」多胎育児家庭のひろばを年4回開催 平成21年10月 「双子の会IN汐入」多胎育児家庭のひろばを年4回開催 平成22年 2月 汐入地区の子育て喫茶（汐たま）を月1回開催（22年9月から月2回） 平成22年 4月 子育てボランティア団体等育成支援補助金交付要綱制定							
必要性	子育て家庭を地域で支え、楽しく子育てできる街をつくるため、地域の子育て支援ボランティア団体の支援は重要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ○ 常勤職員 ● 会計年度任用職員） ボランティア団体への補助事業							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① 助成団体数	2	2	2	2	2		
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続	子育てに関するボランティア団体の支援は必要な事業であることから、継続的に実施していく。					

(単位：千円)

行政費用の補助費等は、子育て支援ボランティア団体への補助である。また、都補助金を受けて実施している。

問題

議金質問狀
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-19		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	学習支援事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	大山		内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-08-01	学習支援事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 24	（ 2012 ）	年度	根拠	荒川区学習支援事業実施要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区学習支援事業実施要領		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	子どもたちが自由に学習できる環境を整えるとともに指導員等を配置し、子どもたちの個別相談や学習指導を行うことによって、基礎的基本的な学習内容の習得や、学習意欲の向上を支援し、もって、子どもたちの自立支援を促す。						
対象者等	小学校5年生から中学校3年生まで						
内容	・実施日 毎週 月、水、金曜 ・実施時間 小学生16：30～18：00、中学生18：15～19：45 ・実施場所 生涯学習センター（教育センター研修室） ・利用負担 負担なし ・実施体制 コーディネーター2名、指導員15名程度を配置。 コーディネーターは、指導員の出勤日の調整、教材等の準備、全体の統括を行う。 指導員（学生ボランティア等）は、児童からの相談を受けたり、学習指導を行う。						
経過	平成24年6月 事業開始 登録児童生徒数 および平均参加人数 平成24年度 小学生23名 中学生13名 計36名 平均11.6名 平成25年度 小学生36名 中学生28名 計64名 平均15.1名 平成26年度 小学生28名 中学生43名 計71名 平均17.5名 平成27年度 小学生28名 中学生39名 計67名 平均13.7名 平成28年度 小学生31名 中学生35名 計66名 平均14.7名 平成29年度 小学生22名 中学生34名 計56名 平均12.1名 平成30年度 小学生16名 中学生29名 計45名 平均10.3名 令和元年度 小学生25名 中学生23名 計48名 平均10.5名 令和2年度 小学生20名 中学生31名 計51名 平均 9.1名						
必要性	家庭環境等により学習の機会が不足したり学力低下に陥っている子ども等をサポートするために必要性である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） コーディネーター及び指導員を配置						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① 開設場所（か所）	1	1	1	1	1	
	② 1日1館平均利用児童・生徒数（人）	10.3	10.5	9.1	10.0	20	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
推進	休止・完了	当該事業開始後、学習支援を担う別事業が開始され、区内に普及している。よって、学習支援事業全体を見直し統合するため、事業を完了する。					

(単位：千円)

行政費用の約6割を学習ボランティア報償費等の補助費が占めている。前年度と比較した給与関係費の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業休止や担当職員の事務量減である。補助費の減少も新型コロナウイルス感染症の影響による実施減である。

- ・学力の向上及び自立支援を促すためには、指導員の質の確保が不可欠である。
- ・本事業の完了に向けて、利用児童等の引継ぎ及び統合に丁寧な対応が必要である。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区報・ホームページへの掲載及び大学への募集チラシの配布等により、指導員の募集を行う。また、学校等との連携を密にしていく。	広く募集を行い、3名の指導員を採用した。また、学校と、出欠状況が気になる児童についての情報共有等を行った。	幅広い世代の指導員を配置できるよう募集方法の検討を行うとともに、引き続き、学校との連携に努める。
②			事業の完了に向けて、関係者への丁寧な説明や引継ぎをしていく。
③			

他 施 状 況	他 区 の 実 況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
		○足立区、大田区、墨田区、練馬区、葛飾区、千代田区、中野区、杉並区、港区、文京区、台東区、江東区、北区、板橋区では生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援事業を実施○江戸川区、品川区、新宿区、世田谷区、中央区、豊島区ではひとり親世帯の子どもを対象とした学習支援事業を実施

議 平成23年決算特別委員会「荒川区としても学習支援の活動の定着を目指すべき」

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-20		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	子どもの居場所づくり事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井	
			担当者名	大山	内線	3812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-09-01	子どもの居場所づくり事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 27	（ 2015 ）	年度	根拠	荒川区子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業費補助金交付要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的	地域の力を生かしつつ子どもの居場所づくりを進めていく観点から、本事業を行う団体に対して、その実施経費の一部を補助することにより、民間による子育て支援事業を促進し、もって児童福祉の向上と子育て支援の充実を図る。						
対象者等	区内在住の18歳以下で、主に生活困窮世帯、ひとり親家庭等の支援を要する子ども及びその家庭						
内容	子どもの居場所づくり事業（対象：支援を要する子ども） ・居場所事業…下記①～③を一体的に実施し、週1回程度以上行うもの ①子どもが集い、交流する場の提供及び交流の促進に関する事業 ②食事を調理し、提供する事業 ③学習指導及び相談、進学相談等に関する事業 ・学習・体験事業…下記①～②を一体的に実施し、居場所事業の実施日以外の日に行うもの ①子どもが集い、交流する場の提供及び交流の促進に関する事業 ②学習指導及び相談、進学相談、社会参加等に関する事業 子ども食堂事業（対象：支援を要する子ども及びその家庭） ・子どもやその家庭が集い交流する場及び食事を調理し提供する事業						
経過	平成27年4月 事業開始 [補助基準額]補助対象の子ども1人につき1回当たり2,000円 平成28年4月 事業内容・補助基準額の充実 平成29年度 子ども食堂事業補助を創設						
必要性	生活困窮世帯やひとり親世帯の子ども、不登校の子どもなど支援を必要とする子どもを対象に、食事の提供や学習支援を行う団体を支援することは、子どもが健全に成長し自立する上で必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 子どもの居場所づくり事業及び子ども食堂事業実施団体への補助事業						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 補助団体数	7	7	7	7	10	子どもの居場所づくり事業
	② 補助団体数	4	6	7	7	10	子ども食堂事業
	③ 参加（登録）人数	141	145	124	130	180	年度末時点の登録実人数（子どもの居場所づくりのみカウント）
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
重点的に推進		重点的に推進		主に生活困窮世帯、ひとり親家庭等の支援を要する子どものための居場所づくりは重要な事業であることから、重点的に推進していく。			

(単位：千円)

備

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	子ども家庭総合センター及び教育センターと各団体との連携体制を構築する。	子ども家庭総合センターや教育センターのあらかわ子ども応援ネットワークへの参加や各所管の問い合わせ先の整理等を行った。	支援が必要な子どもの参加及びその後の情報共有を円滑にするため、各所管や各団体との連携体制づくりの強化に努める。
②	継続実施のサポートとして、事務手続きの簡素化、団体ごとの課題の把握及び解決に努める。	事務手続きの整理及び相談しやすい関係づくりを行うことで、各団体の事務処理負担及び実施における不安の軽減に努めた。	引き続き、各団体とのより良い関係づくりの構築に努め、課題の把握及び継続実施のサポートに努める。
③			
他 施 区 の 実 況	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区) 社会福祉協議会が実施する補助金や基金による補助金を含む。		
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	令和2年度2月会議 平成28年度2月会議 平成28年度6月会議 平成27年度2月会議	学習支援を行っているボランティア団体へ教員免許資格のある人材を派遣すべき。 また、区としてしっかり支援をしていくべき 不登校対策の一つとしてありのままに居場所作りを検討すること ふれあい館など区施設を提供した事業を早急に具体化し実施すること 支援の拡充、公共施設の利用を検討すべき	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-21		戦略プラン	○協働	●業務	○財務	○人事
事務事業名	私立幼稚園等保育料保護者補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井	
			担当者名	中畑	内線	3812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-10-01	保護者負担軽減補助					
事務事業の種類	○新規事業（○3年度○2年度）		○建設事業●それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 47（ 1972 ）年度	根拠	都保護者負担軽減事業費補助金交付要綱・荒川区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱				
終期設定	○有●無（ ）年度	法令等					
実施基準	○法令基準内●都基準内●区独自基準		計画区分	○計画●非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対し、保育料を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、公立と私立の幼稚園間の保護者負担の格差は正を図り、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。						
対象者等	私立幼稚園等へ在籍している園児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に保育料を納入した保護者						
内容	①補助上限額 ・施設等利用費（旧就園奨励費） 年額308,400円（全世帯一律） ・保護者負担軽減補助金 世帯状況及び住民税額により年額21,600円～148,400円 上記合計額を年額上限とし、これに加え一部の対象者には各園が園則に定めるその他納付金に対して補助。 ②対象施設 私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼稚園類似の幼児施設、認定こども園、国立大学附属幼稚園 ③支払時期 年2回 9月（4月～8月分までの5月分）、翌年4月（9月～3月分までの7月分）						
経過	令和元年9月まで ・就園奨励費補助（国）及び保護者負担軽減補助（都・区）による補助を実施。 所得・兄弟姉妹構成により補助単価が大きく異なっており、段階的に補助単価の引き上げ、多子世帯・低所得階層・ひとり親家庭の負担軽減が図られてきた。平成22～25年度、国の改正に伴い、階層区分Ⅳの減額分を区が補填（都2/3補助） ・補助単価：年額102,000円～456,800円（平成31年3月） ・平成27年度から区独自に、第3子判定の際の兄弟の範囲を小学3年生以下から18歳未満に拡大 令和元年10月（幼児教育・保育無償化開始）以降 ・施設等利用費と保護者負担軽減補助の合算額：第1・2子の課税世帯は330,000円上限、第3子及び非課税世帯は最大で年額456,800円上限 ・補助要件としていた住民税及び国民健康保険料の滞納の有無については無償化に伴い撤廃						
必要性	私立幼稚園等が幼児教育において果たす役割は大きく、保護者の経済的負担を軽減する補助事業は必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤職員 ○会計年度任用職員） ・保護者から委任を受けた園が代理申請若しくは個人申請を行い交付決定の上、支払 ・代理受領園については4月及び9月に概算払い、8月及び3月に精算						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
①	補助率（人数ベース）[%]	99.8	100	100	100	100	補助者数／補助対象者数
②							
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
推進	継続	幼児教育・保育無償化の一環として、継続して実施する。					

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-22		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	私立幼稚園等入園料保護者補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	中畑		内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-10-02	入園料保護者補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 57	（ 1982 ）	年度	根拠	都保護者負担軽減事業費補助金交付要綱・荒川区私立幼稚園等園児保護者補助金交付要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対し、入園料を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、公立と私立の幼稚園間の保護者負担の格差是正を図り、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。						
対象者等	私立幼稚園等へ在籍している園児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に入園料を納入した保護者						
内容	①補助上限額 70,000円 参考：区内私立幼稚園等入園料平均額（令和3年度 3歳児）84,000円 （入園料の状況 90,000円（4園）60,000円（1園）） ※区立幼稚園入園料は平成20年度に廃止 ②対象施設 私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼稚園類似の幼児施設、認定こども園、国立大学附属幼稚園 ③支払時期 ・7月末までの入園者 8月 ・上記以外 随時						
経過	事業開始時(昭和57年)から平成元年までは、3歳児の入園のみ補助の対象としていた 平成 7年度 補助単価を3歳児50,000円、4・5歳児30,000円とした 平成20年度 区立幼稚園入園料廃止に伴い補助単価を年齢問わず一律70,000円（限度額）とした 平成27年度 子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、新制度へ移行した私立幼稚園等については補助対象外とした（ワタナベ学園が対象外） 令和元年10月 幼児教育・保育無償化後も、一律70,000円（限度額）を継続						
必要性	私立幼稚園等が幼児教育において果たす役割は大きく、保護者の経済的負担を軽減する補助事業は必要である。						
実施方法	（ ☒ 直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 保護者から委任を受けた園が代理申請若しくは個人申請を行い交付決定の上、支払						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 補助率（人数ベース）[%]	100	100	100	100	100	補助者数/補助対象者数
	②						
	③						
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
継続		継続	幼児教育・保育無償化の一環として、継続して実施する。				

(単位：千円)

備考	行政費用の大半は私立幼稚園等保護者への補助に当たる補助費等が占めている。前年度と比較した補助費等減少は、補助園児数減である。また、給与関係費の減少は、担当職員の業務量減である。
----	--

問題点	・区の施設等利用給付認定を受けることが要件となるため、新入園児や転入者については、認定手続の周知が必要である。 ・転入及び転出者については、転入前若しくは転出先自治体に入園料補助状況確認し、支払漏れ若しくは二重支払を防ぐ。
-----	--

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

施 状 況	他 区 の 実 施	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)
		一律支給16区（平成27年度平均約59,687円）、所得別支給3区（豊島区0～30,000円、足立区50,000～100,000円、葛飾区80,000円～100,000円）
		未実施区：千代田、港、中央区

議 決	令和元年6月 幼児教育・保育の無償化について
-----	------------------------

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-23		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	私立幼稚園等預かり保育料保護者補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	吉田		内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-10-03	預かり保育料保護者補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☒ 2年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業						
開始年度	令和 元（ 2019 ）年度	根拠	子ども・子育て支援法				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対し、園に支払った預かり保育料の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。						
対象者等	私立幼稚園等に在籍する新2・3号認定を受けている園児の保護者 ※ただし、父母それぞれが就労している等「保育の必要性」の要件を満たす必要あり						
内容	・補助内容 補助対象経費：園に支払った預かり保育料 補助上限額：年額135,600円上限（月11,300円×在籍月数） （新3号認定の場合、補助上限額：年額195,600円上限（月16,300円×在籍月数）） ※（参考）国基準における補助上限額：日額450円×預かり保育の利用日数（月11,300円上限）						
経過	令和元年10月 幼児教育・保育の無償化の一環として開始。						
必要性	就労している保護者に対する預かり保育料の補助は重要であり、無償化により認可保育園の保育料が無料となったこととの公平性の観点からも、本補助事業は必要である。						
実施方法	（ ☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） ・保護者が個人申請を行い交付決定の上、支払（申請受付：10月・3月、支払：11月・5月）						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
標	① 補助率（人数ベース）[%]		14.2	16.6	18	20	補助者数／私立幼稚園等在園児数
	② 補助率（金額ベース）[%]		36.9	33.3	35.0	50	1人あたり補助額／補助上限額
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
継続	継続	幼児教育・保育無償化の一環として、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用の大半を保護者に対する補助金に当たる補助費等が占めている。前年度と比較した補助費等の増加は、幼児教育・保育無償化の開始により、元年度は半年分の実施に対し、2年度は1年分の実施によるものである。給与関係費は、それに伴う業務量の増によるものである。
質問	・事業を積極的に周知し、保護者の負担軽減を図っていく必要がある。また、申請書類の記載に誤りも見受けられたため、案内等を通じて適切な申請の促進に努める。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	書類の不備等について、記載例や案内等で丁寧に対応し、より円滑な手続きを促進した。	申請依頼の案内通知や記入例等に、注意事項を記載し、適正な手続きを周知した。	引き続き案内通知等で詳しく説明すると共に、窓口でも対象保護者に補助金を円滑に支出できるよう丁寧に対応する。
②			
③			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 22区が国基準で実施。区独自上乗せ補助は荒川区のみ。		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-24		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	私立幼稚園等給食費保護者補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井	
			担当者名	中畑	内線		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-10-04	給食費保護者補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☒ 2年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業						
開始年度	令和 元（ 2019 ）年度	根拠	東京都子供・子育て支援交付金補助要綱、荒川区私立幼稚園等給食費保護者補助金交付要綱				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対し、給食費等の一部を補助することにより、保護者の実費負担の軽減を目的とする。						
対象者等	私立幼稚園等へ在籍している園児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に給食費を納入した保護者						
内容	①補助上限額 7,500円/月 ※子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園等に通う「年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子ども」については、幼稚園の定める給食費と公定価格内の副食費加算の差額を幼稚園に支払う。 ②対象施設 私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、幼稚園類似の幼児施設、認定こども園、国立大学附属幼稚園 ③支払時期 年2回 9月（4月～8月分までの5月分）、翌年4月（9月～3月分までの7月分）						
経過	令和元年10月 補助開始						
必要性	令和元年10月以降、幼児教育・保育無償化の中に位置づけられた。私立幼稚園等が幼児教育において果たす役割は大きく、保護者の実費負担を軽減する補助事業は必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） ・保護者から委任を受けた園が代理申請若しくは個人申請を行い交付決定の上、支払 ・代理受領園については4月及び9月に概算払い、8月及び3月に精算						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 補助率（人数ベース）[%]		99	91	100	100	補助者数/私立幼稚園等園児数
	②						
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	幼児教育・保育無償化の一環として、継続して実施する。					

(単位：千円)借

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新入園児については、入園前に事務 手続きを行い、入園後すぐに補助で きるよう努める。	新入園児については入園前に認定申 請書を配布し、認定手続きを行い、 入園後すぐに、スムーズに補助金を 支払うことが出来た。	ホームページや子育てアプリ等 での制度周知のほか、園に協力を促 し、補助対象者を適切に把握す る。
②			年度途中入園児や転入及び転出者 についての情報を正確に把握し、 支払事務を行う。
③			
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 0 区	未実施 22 区	不明 0 区 ）
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	令和元年度6月会議 幼児教育の質の向上について（幼児教育・保育の無償化）		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-25		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	幼稚園類似の幼児施設教育振興事業費補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井	
			担当者名	有川		内線	3788	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-10-05	教育振興補助						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 58	（ 1983 ） 年度	根拠	荒川区幼稚園類似の幼児施設教育振興事業費補助金交付要綱				
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7 （ 2025 ） 年度	法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	02 保育・幼児教育の環境整備と質の向上						
目的	荒川区内の幼稚園類似の幼児施設の設置者に対して運営費の一部を補助することにより、施設の教育環境の向上並びにその経営の安定性及び健全性を高め、幼児教育の振興・発展を図る。							
対象者等	区内に所在する幼稚園類似の幼児施設							
内容	補助金額 ＝ ①施設割額＋②学級割額＋③園児割額 補助単価：46,000円							
	①施設割額 ＝（補助単価×4/10）×対象施設の合計園児数÷対象施設数 ②学級割額 ＝（補助単価×3/10）×対象施設の合計園児数×当該施設の学級数÷対象施設の合計学級数 ③園児割額 ＝（補助単価×3/10）×当該施設の園児数 ※学級数、園児数は5月1日現在の数で算定							
経過	認可幼稚園に対しては、運営費の補助として東京都の経常費補助(学校法人立の幼稚園対象)、教育振興事業費補助(宗教法人立・個人立等の幼稚園対象)制度があるが、幼稚園類似の幼児施設等は、これらの補助制度の対象外のため、区独自で補助事業を開始した。 ・補助単価については、都基準（宗教法人立・個人立幼稚園の補助単価）を参考に区単価を定め補助。平成14年度から16年度は都基準を参考に区単価を引き上げ、18年度以降は、都の補助単価の減額に伴い引き下げている。 ・対象園のうち1園については、27年度4月から保育所型認定こども園として新制度に移行し、施設型給付費の対象となるため、当補助金の対象から除外。							
必要性	幼稚園類似の幼児施設等は、認可幼稚園と同様に区内幼児教育の重要な役割を担っているが、都の経常費補助の対象外となっており、運営費の負担が大きい。類似施設は認可幼稚園と同様、区内幼児教育を担っているため、区として一定の補助が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	①	幼稚園類似の幼児施設園児数	234	223	227	227	240	5月1日現在
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続	保護者の負担軽減として必要であり、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の大半を、幼稚園類似の幼児施設運営に対する補助に当たる補助費等が占めている。

- ・引き続き園の経営の安定性及び健全性を図る必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	他の補助金との整合性を取りつつ、 補助金を有効活用をするよう促す。	区の様々な補助制度を周知すること により、幅広い補助の活用を促し園 が安定した運営を行えるように努め た。	今後、保育所型認定こども園への 移行に向けて、事業者を支援す る。
②			
③			
他区の実 況（要旨）	（実施 1 区 未実施 4 区 不明 17 区） 類似施設のある5区（江東、世田谷、中野、板橋、江戸川）のうち、補助を行っている区は1区（世田谷）		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-26		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	私立幼稚園等教育環境整備費補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井	
			担当者名	有川	内線	3788	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-10-06	教育環境整備費補助					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 13	（ 2001 ） 年度	根拠	荒川区私立幼稚園等教育環境整備補助金交付要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7 （ 2025 ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	02 保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	区内私立幼稚園等の設置者が行った魅力ある園づくりのため、教育環境の整備を行った場合に、その経費の一部を補助し、幼児教育の振興と充実を図る。						
対象者等	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保育所型認定こども園の設置者						
内容	・補助対象経費： ①教育環境の向上のため施設等の整備・充実に要する経費（園舎、運動場、機器類） ②特色ある教育の実施に要する経費（図書、パソコン、各種行事等） ③園児の健康増進を目的とした事業に要する経費 ④環境の保全のために有効と考えられる施設・設備等の整備や備品の購入に要する経費 ⑤その他区長が認める経費 ・補助金額（限度額）：350万円/園 ・主な実施事業 ※（ ）は補助対象経費の番号に対応 ①園庭拡張工事、門扉改修工事、トイレ修繕、下駄箱改修工事、カーテン等設置 ②各種講座（体操、英会話、美術、書道教室など）、運動会、発表会、自然観察・社会施設体験、林間合宿保育など ③健康診断（内科、耳鼻科、眼科）、園児歯科検診						
経過	平成13年度 「特色ある教育事業費補助」「園児健康管理費補助」を廃止し、本補助制度を開始 平成15年度 入園児数の減少等による厳しい状況下での、私立幼稚園等の魅力的な園づくりを促進させるため、補助限度額を一律200万円/園に引き上げ 平成20年度 区内公立園で3歳児の受入が始まった事による入園児数の減少が予想される下で、魅力的な園づくりをさらに促進させるため、補助限度額を一律300万円/園に引き上げ 平成23年度 特色ある教育の実施をさらに推進するため、補助限度額を一律350万円/園に引き上げ 令和 2年度 荒川区保育施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業助成金にて、保健衛生用品の購入経費等に対し1園当たり100万円を限度として補助						
必要性	幼児教育の振興と充実を図るため、引き続き補助することが必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 平均事業実施数	7	7	7	6	7	総事業数/実施園数
	②						
	③						
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
推進		推進	私立幼稚園の教育環境の向上のため推進する。				

(単位：千円)

備考	行政費用の大半を私立幼稚園の教育環境整備等のための補助金に当たる補助費等が占めている。前年度と比較した補助費等の増加は、私立幼稚園に対する新型コロナウイルス感染症対策補助の実施によるものである。
----	---

問	・当補助制度の汎用性をいかしつつ、他の補助制度も有効に活用できるよう整理する必要がある。
---	--

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

其他	(实施	8	区	未实施	14	区	不明	0	区)
----	------	---	---	-----	----	---	----	---	-----

心身障害児関係補助：13区、健康管理補助：8区、中央区は私立幼稚園無し

議 会 質 問 状 況 (要旨)	2年度予算特別委員会	私立幼稚園における絵本の支援について	令和
	平成30年度予算特別委員会	私立幼稚園図書購入助成について	
	平成30年度2月会議	私立幼稚園の支援について	

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-27		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	私立幼稚園等教員研修費等補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井		
			担当者名	有川	内線	3788		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-10-07	私立幼稚園教員研修費等補助						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 20（2008）年度	根拠	荒川区私立幼稚園等教育環境整備補助金交付要綱					
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	02 保育・幼児教育の環境整備と質の向上						
目的	区内私立幼稚園等の設置者が教員等の資質向上のために、研修等を行う及び教員等を関連団体主催の研修参加させた場合に、その経費の一部を補助することにより、幼児教育の振興と充実を図る。							
対象者等	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保育所型認定こども園の設置者							
内容	・実施方法 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定 ※実際の運用は、「私立幼稚園等教育環境整備補助」と併せて行う。 ・補助対象経費 東京都等関連団体の主催する研修会に教員等が参加する会費、旅費及び宿泊費並びに園内研修における講師謝礼、研修に要する図書、教具、教材購入費及び印刷製本費 ・補助金額（限度額） 20万円/園							
経過	平成20年度 開始							
必要性	研修の受講は、園児と触れ合う場面の多い教員等の資質向上を促し、園児や園にとって有意義であることから、本研修費補助は必要である。							
実施方法	（ ☒ 直営）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値（8年度）
	①	実施園数	6	5	4	6	6	区内幼稚園等は全園実施
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続		各私立幼稚園等における特色ある教育の実施のため必要であり、継続して実施する。				

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用の約6割を、私立幼稚園等教員の研修費補助に当たる補助費等が占めている。

- ・補助制度についてより積極的な活用を促す必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	教員の資質向上のため補助を活用するよう都の研修案内等を周知して、外部研修の利用を促していく。	より多くの教職員が多種多様な児童の教育に生かせる研修に参加・学習するなど、当該補助金をより有効に活用するよう促した。	内部研修のみでなく、外部機関の実施している研修やリモートによる研修などについても積極的な参加を促していく。
②			
③			
他区の実施状況	（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区） 未実施区：千代田区、港区、文京区、台東区、墨田区、豊島区、江戸川区 中央区は、私立幼稚園無し ※新宿区、江東区、大田区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区は、他事業に含まれる。		
議会（要旨）	令和2年度2月会議 私立幼稚園における特別支援教育について、区が支援員を配置すべき		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-28		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	私立幼稚園等預かり保育補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井		
			担当者名	有川	内線	3788		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-10-08	預かり保育補助						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 15	（ 2003 ） 年度	根拠	荒川区私立幼稚園等預かり保育事業費補助金交付要綱				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ） 年度	法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	02 保育・幼児教育の環境整備と質の向上						
目的	区内私立幼稚園等の設置者が、預かり保育（延長保育）を実施する場合に、その経費の一部を補助することにより、預かり保育の実施を促進する。							
対象者等	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保育所型認定こども園の設置者							
内容	以下①②のどちらかを対象施設の設置者に補助する。 ①短時間預かり保育補助（従前からの補助） 要件：1日2時間以上、週4日以上預かり保育を実施し、預かり保育担当の教職員を配置 補助金額（年額）＝〔経費〕－〔預かり保育料収入〕－〔都補助相当額〕 限度額：在園児数100人まで78万円、200人まで39万円、200人以上19万円 ※幼稚園類似の幼児施設及び保育所型認定こども園（短時間保育児）については、都補助対象外のため、上記の限度額に都補助相当額を加算する ②長時間預かり保育補助（平成29年度から開始） 要件：教育時間外に4時間以上、かつ年間200日以上実施、預かり保育担当の教職員を配置 補助金額：@100円×実施時間数（時間）×延べ利用園児数（人） ※1日の時間数の上限あり							
経過	平成15年度 子育て支援策のひとつとして、保護者のニーズが高い預かり保育の実施を区内私立幼稚園等において推進するため、実施する園の負担軽減を目的に事業開始。 平成16年度 都補助額の増額（60万円→80万円） 平成29年度 新たな補助（長時間預かり保育補助）を創設。 ・長時間預かり保育実施園：道灌山・友の季の2園 ・短時間預かり保育実施園：真成・ワタナベ・黒川の3園 ※北豊島幼稚園は申請なし。							
必要性	待機児童の解消や就業している保護者への支援という観点から、私立幼稚園等での預かり保育は重要な役割を果たしている。預かり保育の安定した運営を確保するため必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値（8年度）
	①	預かり保育平均実施回数〔回〕	196	193	171	180	210	実施回数（延べ）/実施園数 5回×42週＝210回
	②	1回あたり平均利用園児数〔人〕	15	17	14	15	18	延べ利用園児数/延べ実施回数
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
推進	推進	保護者のニーズに対応するため、私立幼稚園等での預かり保育に対する支援を推進していく。						

[illegible]

(単位：千円)

備考	行政費用の大半を私立幼稚園等による預り保育への補助にあたる補助費等が占めている。前年度と比較した補助費等の減少は、利用園児数の減によるものである。
問題点・課題	・当補助制度がより活用されるための適切な対応を検討していく。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	今後も安定して預かり保育の実施をしてもらえるよう、各園へ補助の活用を促していく。	長時間預かり保育補助について、緊急時にも柔軟に補助を行えるよう対応した。	引き続き、当補助制度の活用を促すため、柔軟な対応を実施していく。
②			
③			

他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区）
	実施区：新宿、文京、台東、墨田、品川、大田区、世田谷、渋谷、中野、杉並、豊島、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川 ※中央区は私立幼稚園なし
議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	平成29年度11月会議 公立・私立幼稚園における預かり保育・教育の推進について 平成28年9月決算特別委員会 私立幼稚園における預かり保育・教育について

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-29		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名	私立幼稚園等職員宿舎借り上げ支援補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	吉田		内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-10-09	職員宿舎借り上げ支援補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業						
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	荒川区保育従事職員宿舎借上支援事業補助金交付要綱		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	02 保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	区内私立幼稚園設置者が幼児教育に従事する職員用の宿舎を借上げる場合に、その経費の一部を補助し、人材の確保、定着及び離職の防止を図り、幼児教育の振興と充実を図る。						
対象者等	区内私立幼稚園の設置者						
内容	職員宿舎の借り上げを行う事業者に対して補助金を支出。補助対象経費は賃借料または共益費及び管理費等である。 補助対象経費と82,000円を比較して、いずれか少ない額に8分の7を乗して得た額が月額補助額となる。 補助条件 ・事業者が借上げる宿舎は保育従事職員用の宿舎であること。 ・宿舎に居住させる保育従事職員は、常勤職員又は1日6時間以上、かつ1月に20日以上勤務する職員であること。 ・事業者と保育従事職員との間で入居契約等が結ばれていること。						
経過	令和2年4月 事業開始						
必要性	私立幼稚園等の教員等の人材不足が深刻な中、人材の確保と定着及び離職防止を図るために必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 補助実施園数			1	1	5	
	② 補助実施人数			3	3	5	
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
重点的に推進		継続	私立幼稚園等における保育を担う人材確保等のために、継続する。				

(単位：千円)

備

令和2年度新規事業ため、行政費用は増額となっている。行政費用は、担当職員の給与関係費と私立幼稚園への補助に当たる補助費である。前年度と比較した給与関係費の増加は、2年度から事業開始したことによるものである。

- ・事業の開始が間もないせいか補助事業の周知が浸透されていない

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	私立幼稚園による求人募集の際に、 応募者に対して当該補助制度を園に 周知してもらう。	区内私立幼稚園に当該制度について 丁寧に説明すると共に、幼稚園側にも 職員に当該制度を周知するよう依頼 した。	引き続き、各園と連携を取りなが ら、積極的な活用を促す。
②			
③			
他区の 実施状況	(実施 0 区	未実施 22 区	不明 0 区)
議会 （要旨） 質問状			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-30		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	私立幼稚園等安全推進事業費補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井	
			担当者名	有川		内線	3788	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-10-10	安全推進事業費補助						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 19	（ 2007 ） 年度	根拠	荒川区私立幼稚園等安全対策事業費補助金交付要綱				
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ） 年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	04	犯罪をゆるさないまちづくりの推進					
目的	区内私立幼稚園等の設置者が、園児の安全対策を目的とした事業を実施する場合に、その経費の一部を補助することにより園の安全対策を促進し、園児等の安全を確保する。							
対象者等	私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保育所型認定こども園の設置者							
内容	・ 補助対象経費 ① 防犯カメラ ② インターホン等外来者を把握するために必要なもの ③ 防犯ベル、通報システム等侵入者に備えるために必要なもの ④ その他安全対策上必要であると区長が認めたもの ・ 補助金額：補助対象経費×補助率1/2（限度額30万円）							
経過	21年度実施園 AEDパッド交換7園、学校110番移設1園 23年度実施園 AEDパッド交換5園 23年度実施園 放射線除去対策3園 24年度実施園 AED蓄電池交換4園 25年度実施園 AEDパッド交換6園、監視カメラ新設1園 26年度実施園 防犯カメラ新設補助1園 27年度実施園 AEDパッド交換5園、監視カメラ新設・学校110番バッテリー交換1園、学校110番機器取替え1園 28年度実施園 AED更新5園、学校110番機器取替・防犯カメラ設置1園 29年度実施園 門扉のオートロック設置1園、防犯カメラ更新1園 元年度実施園 AEDパッド交換5園							
必要性	私立幼稚園等において、安全・安心対策を推進していくため、必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)	
	① 補助園数	0	0	0	1	0	安全対策設備設置	
	② 補助園数	0	5	0	5	0	AED設置及び維持管理	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続	幼稚園等の安全設備充実のために継続的に実施していく。					

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			742	2,442	1,200	—	261	—	350
決算額（3年度は見込み）			611	1,091	470	—	49	—	350
実績 の 推移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	実施園数（安全対策）		2	3	2	0	0	0	1
	実施園数（AED関係）		5	5	0	0	5	0	5
	実施園数（放射線除去）								
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	その他の補助及び交付金	0				負担金補助等	その他の補助及び交付金		300
需用費	消耗品費	49				需用費	消耗品費		50

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	252	154	▲ 98	行政収入	地方税等	0		0
		物件費	49		▲ 49		国庫支出金	0		0
		維持補修費	0		0		都支出金	0		0
		扶助費	0		0		分担金及び負担金	0		0
		補助費等	0		0		使用料及び手数料	0		0
		減価償却費	0		0		その他	0		0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0		0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	40	9	▲ 31		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 341	▲ 163	178
		その他行政費用	0		0		金融収支差額(d)	0		0
	行政費用合計(b)	341	163	▲ 178	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 341	▲ 163	178		
	特別費用(g)	0		0	特別収入(f)	0		0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 341	▲ 163	178			

行政費用のうち私立幼稚園等に対する安全対策補助にあたる補助費等は、前年度に引き続き実績がなかったため、0となっている。

- ・私立幼稚園等によるより一層の防災・防犯意識の向上を図る。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	令和2年度は補助申請無し。災害対策の必要性を圏に周知し、補助の活用を提案していく必要がある。	各施設に対し、災害備蓄についても補助の対象となる旨を周知したことにより、買い替えの際などに補助制度を活用するよう促した。	引き続き、防災・防犯の備品の他にも災害備蓄など幅広く活用するよう促す。
②			
③			
他区の 実施状況	（実施 3 区 未実施 19 区 不明 0 区） 実施区：新宿区、品川区、北区 中央区は、私立幼稚園無し		
議会 （要旨）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-31		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	私立幼稚園等施設整備費補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井	
			担当者名	有川		内線	3788	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-10-11	施設整備費補助						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	荒川区私立幼稚園等施設整備費補助金交付要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	02	保育・幼児教育の環境整備と質の向上					
目的	区内私立幼稚園等の設置者が施設の耐震、改築、改修工事等を行った場合にその経費の一部を補助することにより、私立幼稚園等の負担軽減を図るとともに幼児教育の振興と充実を図る。							
対象者等	私立幼稚園、幼稚園類の幼児施設及び保育所型認定こども園の設置者							
内容	・ 補助対象事業（工事） ①老朽化した施設の改築、改修工事および施設を整備充実させるために行う改築、改修工事 ②施設の耐震性を高めるために行う工事 ※ただし、教育環境整備補助の補助対象事業となっている場合は本補助事業の対象外 ・ 補助対象経費 本工事（設計を含む）および附帯設備工事に係る経費 ※ただし、経費の合計額が200万円を超えない場合は対象外 ・ 補助金額（限度額） ①の施設の改築、改修工事：補助対象経費×補助率1/2 ※大規模工事の場合は上記による補助額が国庫補助基準額の2/3の補助額の低い方 ②の耐震補強工事：補助対象経費×補助率2/3（ただし、予算の範囲内とする。） 本要綱は、現在ある施設の改修・改築を目的としているため、新設幼稚園の園舎建設費は対象外							
経過	平成13年度 低金利や資金が必要な時期と補助実施時期が異なっているため、補助効果の薄くなっていた「施設整備資金利子補給制度」（昭和63年度開始）を廃止し、現状にあった本補助制度を創設した。 平成13年度～14年度 耐震診断調査（区では私立幼稚園耐震診断調査補助事業で補助している。なお当該事業については平成14年度で終了）において、各園とも今後、耐震工事が必要になってくることから、耐震工事については、補助率を高めに設定した。 平成22年度 大規模工事に対応するため要綱改正							
必要性	区内私立幼稚園等は、設置から長年が経過し、建物にも一部老朽化が見られる。耐震・改修・改築工事を促進するため、補助の継続は必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① 実施園数	0	0	0	1	0	平成24年度1園が都補助金を活用し改修工事施工終了	
	②						平成26年度1園が都補助金を活用し改築工事施工終了	
③						令和3年度1園が区補助金を活用し屋上雨漏り工事施工予定		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続	園舎の老朽化に伴う修繕のため、今後私立幼稚園が改修工事などを実施する際に必要であり、継続して実施する。					

(単位：千円)

問題点・課題

行政費用は、担当職員^{（注）}の給与関係費のみである。

・老朽化などによる園舎の改修工事等が計画的に進むように、私立幼稚園側からの情報提供をもとに当補助制度の活用を促していく。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	補助実績が低いため、園舎の現地確認等を行い、園と工事の必要性について協議する。	各園に対し、老朽化している場所等を調査し当該補助を活用を説明した。	引き続き、施設の状況等を把握するとともに、各園での改修計画等の確認を行う。
②			
③			
他区の状況	（実施 7 区 未実施 15 区 不明 0 区） 施設整備資金に対する利子補給：3区（文京区、練馬区、葛飾区）、施設整備・園舎増改築資金貸付：3区（墨田、世田谷、江戸川区）、施設整備資金融資：1区（江東区） 中央区は私立幼稚園無し		
議会（要旨）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-32		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	私立幼稚園等協会補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井		
			担当者名	有川	内線	3788		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-10-12	私立幼稚園等協会補助						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	昭和 63（1988）年度	根拠	荒川区私立幼稚園等協会実施事業補助金交付要綱					
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 7（2025）年度	法令等						
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	02 保育・幼児教育の環境整備と質の向上						
目的	荒川区私立幼稚園等協会が教育内容の充実等のために事業を実施した場合に、その経費の一部を補助することにより、私立幼稚園等の振興及び教育内容の充実を図る。							
対象者等	荒川区私立幼稚園等協会（区内私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び保育所型認定こども園で構成）							
内容	- 補助対象経費 私立幼稚園等協会が行う事業のうち、私立幼稚園等の振興および教育内容の充実を目的とした事業（研究会、教員研修等）に係る経費 - 主な補助対象事業 教職員研修会、保護者研修会〔母親教室〕、観劇会、園児への読み聞かせ指導、歌唱指導事業〔童謡を歌う会の開催〕、協会広報誌発行等 - 補助限度額 対象経費の1/2 ただし、当該年度予算の範囲内とする。							
経過	平成 6年度 他区通園児調査研究のため60万円から70万円に引き上げ 平成15年度 協会における私立幼稚園等の振興のための事業実施をさらに促進させるため、補助対象経費の2分の1（ただし予算の範囲内）とする方式に変更 ※平成15年度は協会パンフレット作成経費に対する補助として、60万円加算した（作成経費120万円として積算）							
必要性	区の幼児教育の振興のため、区が協会を一体的に支援することは必要である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値（8年度）
	①	実施事業数	9	6	4	7	9	
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
3年度		4年度						
継続		継続		私立幼稚園等全体の幼児教育の振興のために、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	252	232	▲ 20	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	750	539	▲ 211		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	40	13	▲ 27		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,042	▲ 784	258
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	1,042	784	▲ 258		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,042	▲ 784	258
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,042	▲ 784	258		

備	行政費用は私立幼稚園等協会に対する補助金にあたる補助費等である。
---	----------------------------------

問	・補助制度の活用についてより幅広い活用方法を促していく必要がある。
---	-----------------------------------

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	昨年度の実施結果を踏まえて、 補助金を有効活用するようにさらに 周知・提案をしていく。	年度当初の私立幼稚園園長会にて、 今年度の当該補助の有効活用を促し た。	引き続き、園長会での説明を通じ て補助制度の活用を促していく。
②			
③			
他 区 の 実 況	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 未実施区は、千代田区・港区・江戸川区 中央区は、私立幼稚園無し （新宿区、江東区、大田区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区は、研修費として補助）		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード		10-01-33		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		私立幼稚園等教諭奨学金事業		部課名		子ども家庭部子育て支援課		
				課長名		谷井		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-16-02		私立幼稚園等教諭奨学金事業				
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☒ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業						
開始年度		令和 2（2020）年度		根拠		法令等		
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（2025）年度		荒川区保育士等支援奨学金事業補助金交付要綱				
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市				
		政策		03 子育てしやすいまちの形成				
		施策		02 保育・幼児教育の環境整備と質の向上				
目的		区内私立幼稚園等に就職した者の奨学金返済費用の一部を補助することにより、就職後の経済支援を行い、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とする。						
対象者等		奨学金を利用して幼稚園教諭免許を取得し、常勤の幼稚園教諭として採用され、区内に存する私立幼稚園等に就職した日から起算して5年未満で尚且つ、自ら奨学金を返済している者						
内容		①補助対象施設 区内所在の私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、認定こども園 ②補助対象期間 申請を行った年度の末日まで ※ただし、補助対象者が補助金を申請した年度において途中退職したときは、退職した日まで ③補助対象経費 補助対象期間において奨学金を返済するために要する経費 ④補助上限額 20万円（ひとり親家庭等の場合には、30万円） ⑤支払時期 年2回（11月、5月）						
経過		令和2年4月 事業開始						
必要性		私立幼稚園等の人材不足が深刻な中、保育人材の確保と定着及び離職防止を図るために必要である。						
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 各園から申請書・計画書の提出→交付決定・支払→実績報告書提出→補助金精算・確定						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値（8年度）
	①	補助実施人数		0	0	3	8	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		継続		保育園に勤務する保育士と同様、私立幼稚園等における保育を担う人材確保等のために継続する。				

(単位：千円)

問題点・課題

・対象者に幅広く当該補助制度を知ってもらうため、区内私立幼稚園等に協力を促し、効果的な周知方法を検討・実施していくことが求められる。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	私立幼稚園による求人募集の際に、応募者に対して当該補助制度を園に周知してもらう。	各園に対し調査形式で対象者の確認を行い、補助金申請に漏れがないよう努めた。	各園に対し当該補助に係る申請者向けの通知を送付するほか、ホームページで広報し、補助内容への理解を促す。
②			
③			
他区の状況	(実施 0 区	未実施 22 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状況			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-34		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	多様な事業者の参入促進・能力活用事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	吉田		内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-11-01	多様な事業者の参入促進・能力活用事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業						
開始年度	令和 3	（ 2021 ）	年度	根拠	子ども・子育て支援法第59条		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	幼児教育・保育無償化の給付を受けていない満3歳児以上の幼児の保護者に対し、施設等利用料（保育料）を補助することにより、保護者負担の軽減を図る。						
対象者等	対象者は、幼児教育・保育の無償化の給付を受けておらず、かつ、本事業の要件を満たす無認可幼児施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者						
内容	- 対象経費は保護者が施設に支払う保育料。別途徴収される教材費や給食代等は対象外。 - 基準額は幼児1人あたり月額20,000円 - ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額保育料が20,000円を下回る場合は、当該平均月額保育料を基準額とする。 - 令和3年4月1日時点、区内では1施設が対象施設となる見込みであり、補助額は14,000円/月（見込）						
経過	令和3年度 事業開始						
必要性	多様な事業者の参入促進及び能力活用とともに、保護者の経済的負担の軽減のために必要である。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 国基準に基づき対象施設を決定→対象施設の保護者に対し、対象施設を通じて申請書を送付→申請受付・補助交付						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① 補助者数（実人数）〔人〕				19	19	
	② 補助率（人数ベース）〔%〕				100	100	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	保護者の負担軽減として必要であり、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用は、3年度新規事業に向けて、要綱作成等準備事務などにかかる担当職員の給与関係費が占めている。
----	--

有	
問	・新規事業のため、対象施設やその保護者に事業の内容や申請にあたっての説明等が必要である。

問題点・課題の改善策

		令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①				対象施設や保護者へ事業の内容や 申請手続き等を丁寧に説明し、円 滑に事務手続きが出来るように整 える。
②				
③				
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 2 区 未実施 0 区 不明 20 区 ） 大田区（朝鮮学校等）、世田谷区（森のようちえん）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-35		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	外国人学校保護者補助		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	吉田		内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-12-01	外国人学校保護者補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 58	（ 1983 ）	年度	根拠	荒川区外国人学校生徒等保護者補助金交付要綱		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	外国人学校の在籍生徒等の保護者に対し授業料の一部を補助することにより、保護者負担の軽減を図る。						
対象者等	生徒等と同一の世帯に属し、かつ、外国人学校に授業料を納入した者。（当該年度の4月1日以降、荒川区において住民基本台帳に記録された日本国籍以外の者に限る。）かつ、前年度の住民税及び国民健康保険料を滞納していない等の必要な要件を満たしている者。						
内容	・実施方法 各保護者の申請に基づき、支払を行う。ただし、保護者から申請等に関する委任を受けた学校については、学校からの申請に基づき、支払を行う。 ・周知方法 ①区報（4月号・2月号）に掲載 ②代理申請学校（区外含む）へ在校生の有無を確認 ・補助額 7,000円/月 ・対象課程 幼稚園・小学校・中学校課程 ・対象校 原則東京都の各種学校名簿登録の外国人学校（朝鮮学校・韓国学校・中華学校・その他（インターナショナルスクール等）） ・支払時期 原則半期ごと（11月、3月）						
経過	区内にある東京朝鮮第一幼初中級学校在校生保護者（小・中学校相当課程（初・中級部）のみ）への補助として事業開始（開始時補助額1,000円/月、昭和61年に2,000円、平成2年に3,000円、平成3年に4,000円、平成4年に6,000円、平成7年に7,000円に引き上げた） 平成8年度 幼稚園相当課程（幼級部）の保護者まで対象を拡大（補助単価3,500円/月） 平成10年度 補助対象者をすべての外国人学校在校生の保護者に拡大した。 平成11年度 幼稚園相当課程の補助単価を4,000円に引き上げた。 平成14年度 幼稚園相当課程補助単価を平成14年度から3か年で1,000円ずつ引き上げ、小・中学校相当課程と同じ7,000円とした。 平成25年度 代理申請受領制度を廃止し、保護者の個人口座に支払うこととした。 令和 3年度 幼稚園相当課程については、国制度である多様な事業者の参入促進・能力活用事業に移行し、本事業の対象から除外。						
必要性	外国人学校の授業料は、国公立小中学校が無料であることに比べ高額であり、負担の軽減が求められている。また、外国人も、日本人同様に納税しており、反対給付を受ける権利があることから考えて、初等教育については、保護者にとって過度な負担とならないよう一定の配慮が必要。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 外国人学校に通う保護者からの「調書」受付 補助対象要件に当てはまる保護者（設置者）に申請書送付→申請受付・補助交付						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① 補助者数（実人数）[人]	204	192	175	183	190	補助者数/在校生数（「調書」提出者数）
	② 補助率（人数ベース）[%]	96.7	95.5	91.1	95.1	100	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
継続		継続		保護者の負担軽減として必要であり、継続して実施する。			

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与と関係費	1,750	1,544	▲ 206	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	16,233	14,980	▲ 1,253		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	278	88	▲ 190		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 18,261	▲ 16,612	1,649
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	18,261	16,612	▲ 1,649		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 18,261	▲ 16,612	1,649
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 18,261	▲ 16,612	1,649		

行政費用は、外国人学校在籍生徒の保護者補助金にあたる補助費等である。前年度と比較した補助費等の現象は、補助者数減である。

- ・個人申請の学校に在籍する保護者に対して、申請漏れがないように行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区報だけではなく、区ホームページへの掲載などによってより広く周知するように努める。	区内の対象施設だけでなく、区外にある対象施設についても、区民の在籍実績に応じて保護者への周知依頼をした。	対象施設への周知依頼を引き続き継続する。
②	補助金交付の要件として、在籍・学費納入確認と納税等の要件がある旨、明確に表記し周知していく。	学校に対して、対象者の在籍・学費納入の確認を行った。併せて納税等の要件についても、他課に納付状況の確認依頼を行った。	引き続き、在籍・学費納入確認と納税要件の確認を行い、適切な補助金交付を行う。
③			

他 施 区 の 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	・22区平均(平成29年度単価) 約7,800円(月額) 最高額(大田)月額11,000円 最低額(千代田、新宿、豊島、足立)月額6,000円

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	令和2年度2月会議 平成29年度9月会議 平成27年二定 平成26年一定	外国人学校保護者補助金の全廃を求める。 外国人学校保護者補助金は早急に廃絶すべき。 神奈川県の事例のように総連への補助金横流しがないか確認を。日本を貶める補助金を廃絶すべき。 朝鮮学校の保護者への補助金を廃止すること。
--	---	--

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-36		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	子育て世代包括支援センター事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井	
			担当者名	中畑		内線	3812	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-17-01	子育て世代包括支援センター事業費						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 3年度 ○ 2年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業							
開始年度	令和 1	（ 2019 ） 年度	根拠	母子保健法第22条、児童福祉法第10条				
終期設定	○ 有 ● 無	（ ） 年度	法令等					
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	母子保健法改正に伴い、区として、育児不安の解消や虐待の未然予防、地域における子育て世帯の安心感の醸成を図るため、これまでの支援に加え、妊産婦及び乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談等に対応するとともに、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築することを目的とする。							
対象者等	区内に住所を有する妊産婦又は児童を養育する保護者							
内容	荒川区子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期の各期における切れ目のない以下の支援等を提供する。また関係部署と連絡会を実施の上、連携を図る。 ①妊娠期（健康推進課・子育て支援課） ・妊娠届出書提出時にすべての妊婦を対象に保健師等専門職による妊婦面談（ゆりかご面接）実施 ・アプリによる子育て支援情報の発信 ②出産・新生児期・乳幼児期（健康推進課・保育課・子育て支援課・子ども家庭総合センター） ・産後ケア事業等各種事業のほか、予防接種・健康診査の実施 ・保育コンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者に対し、各家庭の希望や状況に合う保育情報の紹介 ③学童期・思春期・青年期（子育て支援課・子ども家庭総合センター） ・子どもと家庭に関する相談に関し、状況に応じた専門的かつ総合的な支援を実施							
経過	平成28年5月 児童福祉法等の一部を改正する法律 成立 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化される。 平成29年4月 改正母子保健法施行 区市町村の子育て世代包括支援センターの設置が努力義務となる。 平成31年4月 荒川区子育て世代包括支援センター（直営）を設置							
必要性	妊娠期から子育て期までを継続的・包括的に把握し、切れ目のない支援を行うために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員 ） 関係所管課において、定期的に情報共有及び意見交換し、連携することにより切れ目のない支援を実施							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値（8年度）
	①	荒川区子育て世代包括支援センター連絡会の開催		12	8	12	12	月に1回定期開催 ※R2は、コロナの影響により中止有
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
重点的に推進		重点的に推進	妊産婦又は児童を養育する保護者等に対し、切れ目のない支援を行うことは必要であり、重点的に推進する。					

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-37		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	ファミリー・サポート・センター事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	中畑		内線	3812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-10-01	ファミリー・サポート・センター事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 10	（ 1998 ）	年度	根拠	子育て援助活動支援事業実施要綱、荒川区ファミリー・サポート・センター・事業実施要綱		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進することを目的とする。						
対象者等	利用会員：区内在住若しくは在勤かつ満6ヶ月～小学校6年生までの児童を養育する保護者 区内在園、在学の満6ヶ月～小学校6年生までの児童を養育する保護者 協力会員：保育士等の有資格者又は区が実施する協力会員養成講座を終了した者						
内容	①ファミリー・サポート・センターの設置 ファミリー・サポート・センターにアドバイザーを配置し、会員の募集及び登録、利用会員と協力会員の調整、講習会の開催等を実施する。 ②相互援助活動 利用会員から利用の申込みがあった場合、センターが協力会員と調整の上、以下の相互援助活動を行う。※実施対象日は毎日、原則午前7時から午後8時まで ・保育園、学童クラブ、小学校等への対象児童の送迎 ・保育園等の始業時間前又は終業時間後の対象児童の預かり ・冠婚葬祭、兄弟姉妹の学校行事、買い物等外出の際の対象児童の預かり ③報酬 利用会員は協力会員に直接（午前9時～午後5時720円/時、左記以外の時間帯840円/時）支払う。						
経過	平成 9年度 エンゼルプラン策定、早急に取り組む事業を選定した子育て支援重点プログラム中の「地域における育児相互援助活動の支援」事業化 平成10年9月 福祉公社の自主事業として開始 平成11年4月 厚生労働省補助事業として再編・実施 平成12年度 福祉公社廃止に伴い荒川区社会福祉協議会に事業委託 平成14年4月 従来の「仕事と育児の両立支援」という事業目的に「地域における子育て支援」が追加され、家庭で保育している親に対する支援なども開始 平成27年4月 子ども・子育て支援新制度の地域子ども・子育て支援事業（子育て援助活動支援事業）に位置付けられる 社会福祉法第2条第3項の第二種社会福祉事業に位置付けられる						
必要性	核家族化等の影響で地域における子育て支援力が低下している中で、地域で互いに支え合う相互援助活動として、また、多様化する育児支援の需要に対して、利用者の意向に基づき場所や時間を問わず利用できるサービスであり、推進する必要がある。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 荒川区社会福祉協議会に委託						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 活動回数（延）	7786	7827	4286	8000	14500	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動回数減。
	② 協力会員数（実）	439	447	460	500	600	
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
推進	継続		地域の相互援助活動として必要であり、継続する。				

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-38		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	あらかわ子育て応援店・企業		部課名	子ども家庭部子育て支援課			
			担当者名	三枝			
			課長名	谷井			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-91-98	あらかわ子育て応援店・企業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	平成 21（ 2009 ）年度	根拠	あらかわ子育て応援店・企業認定制度実施要綱				
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 3（ 2021 ）年度	法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	子育てが家庭で実際に生活する地域で見守り支えられる社会を目指し、区内の子育てを支援する店舗・企業等を「あらかわ子育て応援店・企業」として認定し、子育て支援の普及啓発を図る。地域全体で子育て支援に対する機運を高め、「子育てにやさしいまちづくり」を推進することを目的とする。						
対象者等	区内で営業を行っている商店・企業等						
内容	子育てにやさしいまちづくりに、行政とともに地域の商店・企業が自主的に参加する機会を提供するため、子育て応援店・企業を募集し、認定する。認定店・企業には、認定証と認定ステッカーを交付し、あわせて区の子育て支援情報紙等の配布に協力してもらう。 あらかわ子育て応援サイトやPRパンフレット等により「子育て応援店・企業」を広く区民に周知し、子育て家庭が楽しく外出・買物等できるよう支援する。また、仕事と子育ての両立を支援する企業を紹介・応援することにより、企業における子育て支援の機運を醸成する。 ・認定件数 49件（令和3年3月末時点） 内訳：飲食店9件、美容院・理容室12件、販売店・その他28件						
経過	平成21年10月 要綱制定 平成21年11月 応援店・企業の募集を開始 平成22年 3月 第1回子育て応援店・企業認定（応援店15件） 平成22年 3月 子育て応援店・企業PRパンフレット作成、以後年1回PRパンフレット作成 平成29年 2月 子育て応援ブックに子育て応援店・企業を掲載 令和 3年 3月 子育て応援店・企業の「子育て応援とうきょうパスポート（都事業）」への移行を完了						
必要性	地域全体で子育て支援をするとともに、仕事と子育ての両立支援の機運を醸成するため、こうした事業の着実な推進が望まれる。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区報に新規店舗募集記事の掲載や、情報誌等（ほっとタウンや地域情報誌）より、子育てにやさしいサービスをしている店舗等の情報を得て、協力店舗の新規開発を行う。						
指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
標	① 認定店・企業	47	49	49		0	
	②						
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度		4年度					
休止・完了		休止・完了					
		都が行う同様の事業である「子育て応援とうきょうパスポート」へ移行し、より広域的な案内を行うため、本事務事業については休止・完了とする。					

(単位：千円)

備考	子育て応援店・企業の募集及び認定が主となるため、行政費用の大半を、職員の人件費等にあたる給与関係費が占めている。前年度と比較して前年度と比較した給与関係費の減少は、事業完了のため、2年度は子育て応援とうきょうパスポート（都事業）への移行支援業務のみだったためである。
----	---

・「子育て応援とうきょうバスポート（都事業）」と併存しており、利用者にとって混乱を招くことがある。事業者にも二重登録を依頼することとなっている。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

他 施 状 況	（実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区）			
	実施区（応援カードなどによる割引など）、新宿区（子育て応援ショップ）、台東区（たいとうすくすく手形）、杉並区（杉並子育て応援券）、板橋区（すくすくカード（バウチャー券））、足立区（子育て支援パスポート）、北区（子育てにっこりパスポート）			

議 決	令和元年度6月会議 「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」を荒川区でも取り入れること
-----	---

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-39		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	入院助産措置費		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井		
			担当者名	阿部	内線	3813		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-05-01	入院助産事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	児童福祉法第22条・第36条、荒川区児童福祉法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	施行細則第15条、入院助産実施要綱			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊産婦を対象にその費用を助成し、安心して助産を受けられる制度を設け、もって母子の福祉増進に資することを目的とする。							
対象者等	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院し出産することができない妊産婦（主に住民税非課税世帯・生保世帯）							
内容	東京都が認可する助産施設（病院・助産院）で出産した場合、下記の経費を助産施設に支払う。 ただし、都立施設の場合は都負担となる（利用者負担額は、健康保険等による出産一時金の10%） ①入院料及び処置料 健康保険法等の規定する療養費・食事療養費 ②分娩介助料 236,200円 ③胎盤処置料 実費 ④新生児介補料 1日3,810円 ⑤新生児用品貸与料 1日500円 ⑥新生児介補料加算 1日3,190円 ⑦保険料 16,000円（平成21年1月から産科医療補償制度が創設されたことに伴い、分娩費に上乗せされる損害保険料）							
経過	平成12年 都の補助制度について、見直し（助産扶助対象者基準について都独自基準の設定を廃止し、国と同一にした） 平成21年1月 産科医療補償制度の損害保険料が支弁できる項目として加わった 平成27年1月 保険料30,000円→16,000円に減額 平成27年4月 分娩介助料200,090円→201,480円に増額 平成28年4月 分娩介助料201,480円→209,180円に増額 平成29年4月 分娩介助料209,180円→236,200円に増額 令和 2年7月 区児童相談所設置に伴い、都立施設の措置が区に移管							
必要性	法定事業であり、経済的に困窮している妊婦が安全な環境で出産をするための児童福祉事業として、極めて必要性が高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 窓口申請（助産施設入所申込書記入）→面接記録表作成→訪問調査→助産の実施の承諾（申請者・病院・都へ通知）→病院へ費用支払い（医療費については、国保連等を通じて支払う）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み		目標値（8年度）
	①	入院助産決定件数	11	5	4	11	10	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
3年度		4年度						
継続		継続	経済的に困窮している妊婦が安全な環境で出産できるよう、法定の児童福祉事業として必要な事業であり、継続して実施する。					

(単位：千円)

行政費用は、担当職員の人件費にあたる給与関係費と、入院料及び処置料等にあたる扶助費で構成されている。前年度と比較した扶助費の増加は、区児童相談所設置に伴い、都立施設の措置費が区負担になったことによるものである。

・養育に不安のある特定妊婦の場合は、妊娠中から保健師、子ども家庭総合センター職員、生活保護ケースワーカーなどの関係機関と連携を密にし、支援をする必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	若年妊婦や望まない妊娠の場合、きめ細かな産後支援が必要になるため、産前から関係機関との連携を蜜に行う。	保健師や生活福祉課ケースワーカー等の関係機関との連携により、相談に繋がった妊婦が増えた。	関係機関との連携を強化し、産前からの切れ目のない支援を行う。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会(要旨)質問状況			

事務事業分析シート（令和3年度）									
					No1				
事務事業コード		10-01-40			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		母子生活支援施設（事務費）			部課名		子ども家庭部子育て支援課		課長名
					担当者名		阿部		内線
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）		01-06-01			母子生活支援施設事業費				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 40（ 1965 ）年度			根拠		児童福祉法、荒川区児童福祉法施行細則、荒川区母子生活支援施設運営費補助要綱		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等				
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		Ⅱ 子育て教育都市					
		政策		03 子育てしやすいまちの形成					
		施策		03 子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的		保護者が、配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に措置し、自立支援および措置事務を行う。							
対象者等		児童の福祉に欠ける母子世帯 ・入所世帯数（広域受入除） 14世帯（32人） 令和3年4月初日現在（定員20世帯） ・広域入所 3世帯（6人）							
内容		・子育て支援として、病児保育・補助保育の実施。小学生以上の子には遊び・児童行事・学習指導などの実施。 ・日常生活の支援として、家事・育児等の相談、心理相談、施設内カウンセリングの実施。 ・就労支援として、職探しや資格取得の情報提供。 ・入所期間は原則2年 ・母子生活支援施設（名称ハイツ尾竹）・認可年月 平成18年2月 ・設置主体：社会福祉法人 東京都福祉事業協会 定員 20世帯 ・職員：常勤職員13人（施設長1人、少年指導員兼事務員3人、母子支援員3人、被虐待児個別対応職員1人、調理員1人、心理療法担当職員1人、特別生活指導員1人、体制強化事業実施職員1人）、非常勤職員3人（特別生活指導員1人、嘱託医1人、入所児童処遇特別職員1人）							
経過		昭和24年 都の施設として開設 昭和40年 区に移管 平成7年度 東京都福祉事業協会に運営委託 平成10年度 児童福祉法改正により施設名称変更。母子寮⇒母子生活支援施設 平成13年度 児童福祉法に基づき4月から入所について措置から契約による申込み制度に変更 国基準算定の定員が暫定20世帯に回復（前年度後半から入所世帯数が急増） 平成18年1月末 区立ハイツ尾竹廃止、同2月 私立母子生活支援施設開設 平成23年4月 広域母子生活支援施設（区外）への入所開始 平成27年11月 広域入所受入開始 令和 2年 7月 区児童相談所設置に伴い、一部補助事業が区に移管							
必要性		法定事業であり、養育に課題を抱える母子家庭の養育環境の改善のため、必要性が高い。							
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 国基準措置費は、認可定員・初日在籍人数に基づき、毎月施設に支弁する。都基準加算分、区単独加算分は請求に基づき補助する。入所申込→面接→調査→入所の承諾→入所							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）		
	① 自立（退所）世帯数	14	5	8	7	11			
	② 入所者就労支援人数	6	12	6	8	9			
③ 退所者の平均在所年数（年度末現在）（カ月）	27	19.7	21.2	24	24				
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
3年度		4年度							
継続		継続		養育に課題を抱える母子家庭の養育環境の改善に必要な法定事業であり、継続して実施する。					

(単位：千円)

備考	行政費用の大半を母子生活支援施設への措置費にあたる扶助費が占めている。前年度と比較した扶助費の増加は、入所世帯の実績増である。また、補助費等の増加は、区児童相談所設置に伴い、都から一部の補助事業が移管されたことによるものである。
----	--

・入所者の課題が複合的であり、入所期間内に課題を解決することが困難な場合がある。

問題点・課題の改善策			
	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	入所前の相談段階で課題の整理を行い、自立の目的と意義の自覚を促す。	入所前の面談を複数回行うことにより、課題整理や入所目的の確認が行ってきた。	入所期間中から退所後の課題や必要となる支援の整理を行い、地域で支障なく生活出来るように努める。
②			
③			
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 母子保護事業は全区実施。自区内に施設を持たない区 3 区（千代田、中央、文京）		
議 況 （ 要 旨 ）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-41		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	ひとり親相談事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	相談：田崎 事務：阿部	内線	3813	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-01	ひとり親家庭相談事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 40	（ 1965 ）	年度	根拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法、東京都母子及び父子福祉資金貸付条例		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的	母子・父子自立支援員がひとり親家庭からの経済上・生活上の問題等の相談に対応して支援を行い、ひとり親家庭の自立と安定、生活意欲の助長を図る。						
対象者等	区内在住のひとり親世帯（配偶者のない者で児童を扶養している者）						
内容	①相談員による面接相談（常時実施） ひとり親家庭における生活相談、住宅相談、家庭紛争、医療相談、就職相談、その他 ②東京都母子及び父子福祉資金の貸付（母子及び父子福祉資金貸付事業参照）						
経過	昭和39年 7月 母子福祉法施行 昭和40年 3月 母子福祉法による母子相談員の設置要綱制定 昭和40年 4月 福祉事務所区移管 昭和57年 4月 母子及び寡婦福祉法と名称を改正 昭和62年 4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成12年 4月 東京都母子福祉資金貸付事務が区長委任条項から条例による事務処理の特例制度に移行 平成14年11月 母子相談員の名称を母子自立支援員に改める 平成26年10月 母子及び父子並びに寡婦福祉法と名称を改正、母子自立支援員→母子・父子自立支援員 平成28年 7月 母子・父子自立支援員と婦人相談員（正規職員）を兼務にした。 平成29年 4月 専任の母子・父子自立支援員（専門非常勤）を1名配置						
必要性	法定事業であり、子どもの貧困対策の観点からも、ひとり親家庭の相談対応・支援する事業として極めて必要性が高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 母子父子自立支援員4名（専任会計年度任用職員1名、婦人相談員兼任常勤3名） ひとり親世帯の来所相談→関係機関との連絡、協力依頼及び訪問調査→自立に向けた支援						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① ひとり親相談件数	2280	1947	1566	1900	2200	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
推進	推進	子どもの貧困対策として、ひとり親家庭の様々な課題解決の支援を行うため、推進する。					

(単位：千円)

備考	本事業は相談業務が主になるため、行政費用の大半を職員の人件費等に当たる給与関係費が占めている。物件費は、事業用の消耗品等である。行政収入都支出金が減少しているのは、元年度に実施したひとり親家庭のアンケート調査分であり、3年毎に実施しているからである。
問題点・課題	・ひとり親家庭が抱える問題は潜在化しており、当係の相談につながりにくい傾向があるため、ひとり親家庭の支援サービス全体を周知する必要がある。 ・離婚後にひとり親家庭が生活困窮に陥ることが多いため、離婚前から離婚後の生活や養育費、住居、就労についての相談、情報提供を行うことが重要である。 ・ひとり親家庭における収入に対する居住費の負担が大きく、生活困窮の要因となっている。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ひとり親家庭ハンドブックを作成するとともに、関係機関との連携にも活用する。	ひとり親家庭への支援情報をまとめた「ひとり親家庭応援ガイドブック」を作成した。	「ひとり親家庭応援ガイドブック」を活用し、関係機関と連携しながら、ひとり親家庭が必要な支援につながるようにする。
②	ひとり親家庭が貧困に陥らないように、別居親からの養育費を確実に受け取れるための支援策を検討する。	離婚前に専門相談員による家庭相談を促し、養育費について理解を深め、対策を講じるよう勧めた。	養育費等の取り決めに関する公正証書の作成費用を助成し、養育費受け取りを支援する。
③	ひとり親家庭の居住支援についての課題を整理し、支援策を検討する。	母子父子福祉資金や賃貸保証機構による居住確保支援を行ったほか、国に対し、ひとり親家庭への居住支援について要望した。	引き続き住宅部門とも連携しながら、住宅支援策について検討する。

他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）					
議 会 質 問 状 況	令和2年度11月会議 令和2年度決算特別委員会 令和元年度2月会議					
	・養育費取決めの支援について ・コロナ禍におけるひとり親支援 ・住宅支援について ・ひとり親家庭のしおり作成について ・養育費の不払いに対する支援について					

事務事業分析シート（令和3年度）										No1
事務事業コード		10-01-42			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		母子及び父子福祉資金貸付事業			部課名		子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
					担当者名		高浜		内線	3863
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）										
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 28（ 1953 ）年度			根拠		母子及び父子並びに寡婦福祉法、東京都母子及び父子福祉資金事務取扱要領			
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等					
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的		配偶者のいない女子又は男子で現に児童（20歳未満）を扶養している者に対し、資金を貸付け、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び、扶養している児童の福祉の増進を図る。								
対象者等		都内に6ヶ月以上居住している母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満の児童を扶養している者 ・他貸付制度との関係①生活福祉資金→母子が優先 ②女性福祉資金→母子が優先 ③日本育英会等同種の資金→重複貸付不可 ④生活保護受給者→貸付可								
内容		資金及び限度額 ①事業開始資金 2,930千円 ②事業継続資金 1,470千円 ③技能習得資金 460千円 ④修業資金 460千円 ⑤子の就職支度資金 330千円 ⑥医療介護資金 340千円（医療）・500千円（介護） ⑦生活資金 141千円（月額） ⑧住宅資金 1,500千円 ⑨転宅資金 260千円 ⑩結婚資金 300千円 ⑪修学資金 27～183千円（月額） ⑫就学支度資金 64～590千円 ※④⑤⑪⑫以外の資金は、保証人がいる場合無利子、いない場合は1.0%利子 ※④⑤⑪⑫の資金は無利子 収入状況により、連帯保証人が必要な場合あり ※平成28年度より、修学資金の貸付限度額を特別貸付限度額に一本化								
経過		昭和28年 4月 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行 / 昭和39年 7月 母子福祉法施行*旧法廃止 昭和57年 4月 母子及び寡婦福祉法施行（名称改正） 平成10年 4月 利子の一部を無利子化 平成12年 4月 利子の一部を無利子化（事業開始・事業継続） 療養資金を医療介護資金に改正 平成14年11月 特例児童扶養資金の創設、生活資金（生活安定貸付）の拡充 平成18年 4月 生活資金の貸付要件を緩和 平成19年7月 特例児童扶養資金の終了 平成21年 6月 利子の全部を無利子化、保証人要件の緩和 平成22年 4月 都立高校授業料無償化、私立高校等就学支援金制度制定。就学支援金対象分を減額 平成26年10月 父子家庭への対象拡大、20歳以上の子を扶養するひとり親への貸付対象の拡大（同一世帯に20歳未満の子を扶養している場合に限る） 平成30年 4月 大学院への就学支度資金及び修学資金について貸付対象の拡大								
必要性		ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活意欲の助長及び子どもの福祉増進のため、必要性が高い。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 貸付審査会：「東京都母子及び父子福祉資金並びに荒川区女性福祉資金貸付審査会」 広報：年1回 区報に掲載、ひとり親相談、女性相談の対応の際に周知								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)				
		① 貸付件数	89	67	66	89	60			
		② 償還率	47.5	51.7	49.3	48.0	48.0			
③										
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
3年度		4年度								
継続		継続		ひとり親家庭の児童の修学のための資金貸付など、子どもの貧困対策として、必要な法定事業であるため継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)

		勘定科目	元年度	2年度	差額			勘定科目	元年度	2年度	差額
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	8,827	7,721	▲ 1,106	行政収入	地方税等				
		物件費					国庫支出金				
		維持補修費					都支出金				
		扶助費					分担金及び負担金				
		補助費等					使用料及び手数料				
		減価償却費					その他				
		不納欠損・貸倒引当金繰入額					行政収入合計(a)	0	0	0	
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,401	441	▲ 960		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 10,228	▲ 8,162	2,066	
		その他行政費用					金融収支差額(d)				
		行政費用合計(b)	10,228	8,162	▲ 2,066		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 10,228	▲ 8,162	2,066	
	特別費用(g)				特別収入(f)						
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 10,228	▲ 8,162	2,066			

備考	本事務事業は、特別区における東京都の事務処理の特例により実施しているため、職員の人件費等にあたる給与と関係費のみとなっている。前年度と比較した給与と関係費の減少は、担当職員の業務量減である。
----	---

問題点	・国の高等教育の修学支援新制度やその他奨学金制度の情報が十分周知されておらず、相談者がどの制度を利用する必要があるのか、整理が必要である。 ・学費に関する貸付において、学費が高額な場合や多子で貸付を受ける場合は貸付総額が多額となり、償還困難に陥るケースがある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	高等教育の修学支援新制度やその他給付制度を含め、貸付以外の支援制度も提案する。	ひとり親家庭応援ガイドブックを作成し、貸付やその他支援制度について、体系的に整理し、周知を行った。	ガイドブック等を活用しながら、新たに開始された給付型奨学金制度の利用について案内し、無理のない貸付の利用を促す。
②	償還能力を超えて高額な学費がかかる学校を志望する場合は、家計相談を促すなど、将来生活困窮に陥らないような支援を行う。	必要に応じて家計相談や他制度活用を促し、過度な借入とならないよう支援した。	高額な学費やコロナ禍の影響等により償還困難に陥った世帯について、丁寧な償還相談を実施する。
③			
他区の実況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			

事務事業分析シート（令和3年度）										No1
事務事業コード		10-01-43		戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		ひとり親自立支援給付金事業		部課名		子ども家庭部子育て支援課		課長名 谷井		
				担当者名		専門相談:菅野 事務:田崎		内線 3813		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-02-01		ひとり親家庭自立支援給付金事業費						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業				
開始年度		平成 16（ 2004 ）年度		根拠		自立支援教育訓練給付金事業実施要綱				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱				
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的		ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。								
対象者等		区内在住のひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にある者								
内容		①ひとり親自立支援プログラム策定事業（就業支援専門員） ひとり親自立支援プログラム策定員が、ハローワーク等と連携して就労を支援 ②自立支援教育訓練給付金事業 資格取得のため、雇用保険制度の指定教育訓練講座を受講した際に、費用の60%相当額を給付 ③高等職業訓練促進給付金等事業 看護師、保育士等の養成機関において1年以上修業する場合、修業期間の全期間（上限4年間） 非課税世帯月額100,000円、課税世帯70,500円（最終学年の1年に限り、4万円増額）を給付 ④親の学び直し支援事業 ひとり親家庭の親が、高卒認定資格を取得するための講座の受講費用を全額助成 ⑤ひとり親世帯等民間賃貸住宅入居支援事業 民間賃貸住宅へ入居する際に、保証会社を利用する際に支払う保証委託料を補助								
経過		平成15年 4月 国において高等技能訓練促進費事業及び自立支援教育訓練給付金事業開始 平成16年 8月 荒川区において高等技能訓練促進費事業及び自立支援教育訓練給付金事業開始 平成26年 4月 高等技能訓練促進費→高等職業訓練促進給付金に名称変更 平成27年 4月 ひとり親学び直し事業開始 平成28年 4月 ①高等職業訓練促進給付金等事業：修業年限及び対象資格の拡大、支給期間の延長 ②自立支援教育訓練給付金事業：給付金支給額の引き上げ（40%→60%） 平成29年12月 民間賃貸住宅入居支援事業開始 平成31年 4月 高等職業訓練促進給付金について、最終学年に属する1年間に限り4万円増額 令和2年 4月 就業支援専門員の配置を週3日午後→週4日フルタイムとし、相談体制を強化								
必要性		ひとり親家庭の自立促進のため、必要性が高い。								
実施方法		☒ 1直営（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 事業の対象者に事業説明→申請受理→給付金支給の決定 事業周知方法：①児扶の現況届時にチラシ同封 ②区報掲載 ③区ホームページ								
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明			
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)				
		① 高等職業訓練促進給付金支給件数	9	8	7	11	13	件数は年度毎の支給件数。継続支給者は年度毎に1件と計上。		
		② 自立支援教育訓練給付金支給件数	7	4	5	9	17			
③ ひとり親学び直し支援事業	1	0	0	1	3					
事務事業の分類		分類についての説明・意見等								
3年度		4年度								
推進		推進		ひとり親家庭の自立促進として、就業に向けた教育訓練や能力開発の機会を提供するために、推進する。						

(単位：千円)

備考	行政費用のうち約6割を自立支援教育訓練給等の給付金にあたる補助費等が占めている。前年度と比較した物件費の減少は、プログラム策定員を元年度のみ労働者派遣により対応し、給与関係費の増加は、2年度からそのプログラム策定員（就業支援専門員）を会計年度任用職員として雇用したからである。
問題点・課題	・資格取得のための修業へのニーズは高まっているが、育児と修業、仕事の両立は負担が大きい。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先から雇止めや勤務日数を減らされるケースも増えており、就労のニーズは高まっている。 ・就労支援の窓口が複数あり、ひとり親家庭に特化した就労支援のメリットについて利用者や関係機関への周知が不十分である。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

他 施 区 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	※高校卒業程度認定試験合格支援事業<学び直し支援事業>実施区：7区(台東区、世田谷区、杉並区、豊島区、板橋区、足立区、練馬区)※民間賃貸住宅入居支援事業<家賃助成事業含む>実施区：12区(千代田区、新宿区、渋谷区、文京区、目黒区、台東区、北区、杉並区、練馬区、大田区、江戸川区)

況 議 会 （ 要 質 問	令和2年度決算特別委員会	住宅支援について
	令和元年度9月会議	家賃助成について
	平成30年9月会議	家賃助成について
	平成30年予算特別委員会	親の学び直し支援事業の実績がない

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-44		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	女性相談事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	古茂田・高浜		内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-06-01	女性相談事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 32	（ 1957 ）	年度	根拠	売春防止法・DV防止法・東京都女性相談員設置要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	女性の生活、職業、その他の諸問題について、婦人相談員が相談、助言指導、関係機関との連絡調整を行い、女性が自立と安定した生活を送るための必要な支援を行う。						
対象者等	区内女性						
内容	婦人相談員による面接相談及び必要な援助 ①婦人相談：相談による指導・助言 ②荒川区女性福祉資金の貸付相談（新規貸付は現在休止中）						
経過	昭和31年5月 売春防止法制定 昭和32年4月 東京都婦人相談所発足（売春防止法） 昭和32年6月 東京都婦人相談所一時保護事業開始（定員25人） 昭和40年4月 福祉事務所区移管 婦人相談員の身分を都職員から区職員へ切替 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務						
必要性	法定事業であり、区内女性の安全と生活を守るために、極めて必要性が高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 婦人相談員4名（係長及び常勤2名…母子父子自立支援員兼務会計年度任用職員専任婦人相談員1名）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① 女性相談件数	1359	1461	1295	1398	1400	延べ人数
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
推進	推進	女性の相談に的確に対応し、支援を充実していくために必要な法定事業であり、推進する。					

No2 (単位：千円)								
予算・決算額等の推移		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額		1,569	3,744	3,638	4,039	7,682	5,679	5,645
決算額（3年度は見込み）		1,489	3,574	3,398	3,852	7,055	5,224	5,645
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	女性相談	613	1414	1099	1359	1461	1295	1398
予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	3,304	報酬	会計年度任用職員報酬	3,337	報酬	会計年度任用職員報酬	3,457
共済費	非常勤職員共済費	488	共済費	会計年度任用職員共済費	615	共済費	会計年度任用職員共済費	605
旅費	非常勤職員特別旅費	39	旅費	会計年度任用職員特別旅費	147	旅費	会計年度任用職員特別旅費	171
需用費	相談室消耗品・書籍等	52	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	613	職員手当等	会計年度任用職員期末手当	680
役務費	移送費・電話料・郵送料等	179	役務費	移送費・電話料・郵送料等	163	役務費	移送費・電話料・郵送料等	187
委託料	同行支援・システム開発	2,987	委託料	同行支援・システム開発	343	委託料	同行支援・システム開発	467
負担金補助等	婦人相談研究会費	6	使用料	緊急一時保護宿泊費助成	6	使用料	緊急一時保護宿泊費助成	24
(単位：千円)								
行政 コ ス ト 計 算 書	勘定科目	元年度	2年度	差額	勘定科目	元年度	2年度	差額
	給与関係費	11,950	11,514	▲ 436	地方税等	0	0	0
	物件費	3,231	653	▲ 2,578	国庫支出金	0	1,267	1,267
	維持補修費	0	0	0	都支出金	35	35	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	32	6	▲ 26	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	35	1,302	1,267
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,295	499	▲ 796	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,473	▲ 11,370	5,103
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	16,508	12,672	▲ 3,836	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 16,473	▲ 11,370	5,103
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 16,473	▲ 11,370	5,103
備考	相談業務が主となるため、行政費用の大半を職員の人件費等にあたる給与関係費が占めている。前年度と比較した物件費の減少は、令和元年度に相談記録システムを構築したことによるものである。また、行政収入は婦人相談員に対する国庫補助である。							
問題点・課題	・母子の総合的な支援を行うためには、子ども家庭総合センターと連携し、問題を抱える母子の危機介入からその後の自立支援まで切れ目のない支援を行う必要がある。 ・近年、未成年女性の貧困や妊娠など、女性に関わる問題は多岐に渡り、成人女性を前提とした公的な施設や社会資源では対応できないケースが出てきている。							
問題点・課題の改善策								
	令和2年度に取り組む具体的な改善内容		令和2年度に実施した改善内容および評価			令和3年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	令和2年度に設置される区児童相談所との連携を深め、母子の包括的な支援につなげる。		子への虐待がある場合には子ども家庭総合センター職員に同席を依頼することで、支援開始から連携が取れ、相談者の安心に繋がった。			困難ケースの場合は、支援方針を随時共有するように努めて、より緊密な連携を図る。		
②						相談者の年齢や状況に合わせて、幅広い社会資源を活用できるよう、民間機関も含めて積極的な連携を図る。		
③								
他区の実況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区)			
議会(要質問状)	令和2年度2月会議 平成27年予算特別委員会 平成27年6月会議		コロナ禍におけるDVの相談体制と子どもへの支援強化について 婦人相談員の配置は十分であるか 若い女性の貧困、性暴力防止への取組について					

事務事業分析シート（令和3年度）										No1
事務事業コード		10-01-45			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		女性福祉資金貸付事業			部課名		子ども家庭部子育て支援課		課長名	
					担当者名		高浜		内線	
									3863	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）										
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 50（ 1975 ）年度			根拠		荒川区女性福祉資金貸付条例			
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 7（ 2025 ）年度			法令等		荒川区女性福祉資金貸付条例施行規則			
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅱ		子育て教育都市				
		政策		03		子育てしやすいまちの形成				
		施策		03		子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的		女性〔配偶者がいない、もしくはいてもその扶養を受けられない者〕に対して、資金を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、女性の福祉増進を図る。								
対象者等		上記女性で、以下の要件の全部に該当する者。 ①他から同種の貸付を受けられないこと②都内に6ヶ月以上居住していること③20歳以上の者④直系親族又は兄弟姉妹を扶養している者（被扶養者がいない場合、所得による制限（358万円以下）あり）								
内容		資金及び限度額 ①事業開始資金 2,830千円 ②事業継続資金 1,420千円 ③技能習得資金 68千円（月額） ④就職支度資金 100千円 ⑤医療介護資金 340千円（医療）・500千円（介護） ⑥生活資金 103～141千円（月額） ⑦住宅資金 1,500千円 ⑧転宅資金 260千円 ⑨結婚資金 300千円 ⑩修学資金 18～64千円（月額） ⑪就学支度資金 39～590千円 ※⑦⑧⑨の資金は利子1%、それ以外は無利子								
経過		昭和33年1月 東京都婦人更生資金貸付条例施行（都単独事業、対象者…売防法要保護女子） 昭和39年3月 東京都婦人福祉資金条例施行（対象から売防法を削除） 昭和50年4月 区事務移管（荒川区婦人福祉資金条例制定） 平成3年10月 名称改正（荒川区婦人福祉資金条例から荒川区女性福祉資金貸付条例に改正）貸付対象年齢引き下げ（25歳→20歳） 平成8年 4月 療養資金・生活資金（一部）無利子に改正 平成9年 4月 利息改正 3%→1%（利率を規則事項に改正・都は3%のまま） 平成11年4月 生活資金・就職支度金を無利子に改正、修学資金に特別限度額を設定 平成13年4月 事業開始資金・事業継続資金を無利子に改正、医療資金を医療介護資金に改正 平成23年4月 新規貸付を停止								
必要性		同様の貸付制度があり、代替が可能であることから、本事業については、平成23年4月から新規貸付を停止している。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 平成23年度から新規貸付停止。継続貸付分（平成22年9月～平成25年3月）が終了したため、平成25年度から償還事務のみ実施。								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）			
	①	貸付件数	0	0	0	0	0			
	②	償還率	100	100	100	95	95			
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
3年度		4年度								
休止・完了		休止・完了		類似事業で対応可能のため、23年4月から新規貸付を停止している。						

[illegible]

行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費		504	463	▲ 41	行政収入	地方税等				
		物件費						国庫支出金				
		維持補修費						都支出金				
		扶助費						分担金及び負担金				
		補助費等						使用料及び手数料				
		減価償却費						その他				
		不納欠損・貸倒引当金繰入額						行政収入合計(a)	0	0	0	
		賞与・退職給与引当金繰入額	80	26	▲ 54	行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 584	▲ 489	95		
		その他行政費用						金融収支差額(d)				
	行政費用合計(b)	584	489	▲ 95	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 584	▲ 489	95				
	特別費用(g)					特別収入(f)						
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 584	▲ 489	95				

備考	本事業は、新規貸付は停止しており、滞納者への対応が主な業務となっているため、行政費用は職員の人件費等にあたる給与関係費のみとなっている。前年度と比較した給与関係費の減は、担当職員の事務量減である。
----	--

問題点	・現年分は全て償還となっているが、過年度分に関しては、償還意思はあるものの、家計や高齢化による健康の状況から返済額が少額となり、滞納が長期にわたっているケースがある。 ・償還者の経済状況に応じて償還計画を見直すなど、事情に応じたきめ細やかな対応が必要である。
-----	--

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	滞納初期の段階で関係各所と連携を取り事情を聴くなどし、早期に支援につなげることで滞納の解消に努める。	償還滞納者に対して、生活の状況を踏まえながら、定期的な償還を促した。	償還滞納者に対して関係各所と連携を取りながら生活状況の改善をした上で滞納の解消につなげる。
②	引き続き償還者の状況に配慮しながら、償還が途絶えないよう定期的に連絡を取る。	償還者の生活状況を把握し、適切な償還計画を立てることにより、償還完了に結びつけることができた。	引き続き、償還者と定期的に連絡を取り、経済状況に応じたきめ細やかな対応を行う。
③			

他 施 区 の 状 況	(実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区)
	未実施区 14区(千代田、新宿、文京、台東、江東、目黒、大田、渋谷、中野、杉並、豊島、足立、葛飾、江戸川)

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-46		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	家庭相談事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	阿部		内線	3813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-07-01	家庭相談事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 40	（ 1965 ）	年度	根拠	荒川区家庭相談実施要綱		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	年度	法令等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	離婚や親権、養育費などの問題について、専門の家庭相談員が相談に応じて助言を行うことによって問題解決を図る。						
対象者等	区民全般						
内容	専門の家庭相談員（家庭裁判所の元調停員）が、週2回面接または電話による相談に応じ、必要な助言や情報提供を行う。 ・相談内容 ①離婚問題・面会交流 ②夫婦及び内縁関係問題 ③婚費・養育費問題 ④夫婦間の財産の精算及び慰謝料に関すること						
経過	昭和40年4月 福祉事務所区移管にともない家庭相談についても区に移管 平成 2年7月 非常勤専任相談員を廃止し、一般面接相談員の兼務とした 平成13年度 東京家庭相談員連絡協議会に参加（年6回） 平成18年度 子育て支援部新設時に福祉部（当時保護課）から相談員を配置変更した際に事業移管 平成23年度 予算を子育て支援課事務費に移管（予算事業名廃止） 平成24年度 家庭相談員に元調停委員の経験を有する専門相談員を配置し、相談体制を強化 相談日：週2回（火・水） 午後1時から午後5時（予約制）						
必要性	離婚、親権、養育費等専門的な内容に対し、早期から相談にのり助言することは、区民の課題解決に加えて、子どもの権利擁護の観点からも必要性が高い。						
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 専門相談については、火・水の午後の予約による相談受付（面接・電話）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 家庭相談件数	144	125	123	141	200	
	② 上記のうち、専門相談員相談件数（再掲）	85	75	78	79	100	
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
推進		推進	離婚に関する相談は増えており、養育費確保支援のニーズは高いことから推進する。				

(単位：千円)

問題点・課題

・離婚前に養育費に関する取り決めをしていない、又は文書による取り決めをしていないために、現在養育費を受け取れていないひとり親が多く、家庭相談において養育費確保に向けた支援が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	離婚の際の養育費の取り決めや、公正証書の作成についての相談が多いため、相談から手続きに進めるための支援策を構築する。	相談において、養育費の取り決めや公正証書の作成方法について丁寧に説明するとともに、公正証書作成支援策を整備した。	家庭相談と合わせて、公正証書作成費用等の助成を行い、確実な債務名義の取得を支援する。
②			
③			
他 区 の 実 況	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 家庭相談員設置区 18区。（うち東京家庭相談員連絡協議会 会員区14区） 未実施区（目黒・文京・中野・北・葛飾）		
議 会 質 問 状 況 （要旨）	令和2年度11月会議 荒川区独自の裁判外紛争解決手続き制度（ADR制度）の創設 離婚時における養育費等に関する情報提供 養育費等の取決め率アップへの支援		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-47		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	中村		内線	3813
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-04-01	ひとり親家庭休養ホーム事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 56	（ 1981 ）	年度	根拠	荒川区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱		
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 7	（ 2025 ）	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市					
	政策	03 子育てしやすいまちの形成					
	施策	03 子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援					
目的	ひとり親家庭の親子を対象に、休養及びレクリエーションのために宿泊施設並びに日帰り施設を指定し、低廉な価格で利用できるよう助成することにより、ひとり親家庭の福祉の向上と健康の増進を図る。						
対象者等	ひとり親家庭の親子						
内容	宿泊施設・日帰り施設を指定し、利用料の助成を行うことによって、ひとり親家庭が親子で気軽に楽しめるレクリエーションの機会を提供する。 ①指定施設 宿泊施設（グリーンパール那須・清里高原ロッジ・ニューアカオ） 日帰り施設（あらかわ遊園スポーツハウス・荒川総合スポーツセンター） ②助成限度額 宿泊：1人 3,000円 日帰り：1人 1,000円 ③利用限度 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可						
経過	平成12年 日帰り子どもの助成限度額を都基準額に改正（2,000円→1,500円） 平成13年 指定施設変更（「安房もとな荘」指定解除・「ディズニーシー」追加指定） 対象年齢を「20歳未満」から「18歳に達した年度末まで」に改正 平成14年 指定施設変更（区有施設に限定）宿泊施設（72→3ヶ所）日帰り施設（4→3ヶ所） 助成限度額変更（宿泊：大人6,490円→3,000円 子ども5,770円→3,000円） （日帰り：大人2,000円→1,000円 子ども1,500円→1,000円） 利用限度回数変更（宿泊・日帰り合わせて2回→宿泊は1泊1回・日帰りは2回利用可） 平成23年5月 荒川遊園回数券配布方式→利用券交付様式に変更 平成31年4月 荒川遊園、荒川総合スポーツセンター改修のため、アクアパーク品川を対象施設に追加（令和元年度のみ）						
必要性	ひとり親家庭のレクリエーションに対する助成は、家庭内のコミュニケーションの向上と休養を図る一助となっており、必要性が高い。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 年度当初に指定施設と契約。利用者からの申請により、利用券を発行。区は指定施設に対し、利用実績に基づき支払。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① 利用者延人員	503	371	313	533	478	
	② 利用券未引替延人員（日帰り）	216	290	90	199	212	
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	ひとり親家庭へのレクリエーション機会の提供を行うために必要な事業であり、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			元年度	2年度	差額	勘定科目			元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	588	540	▲ 48	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	435	379	▲ 56		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	93	31	▲ 62		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,116	▲ 950	166		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	1,116	950	▲ 166	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,116	▲ 950	166				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,116	▲ 950	166					

備	行政費用は、職員の人件費等にあたる給与関係費と、各施設の利用料にあたる物件費で構成されている。
---	---

問題	日帰り利用対象施設となっていた荒川遊園が改修工事により休園のため、乳幼児が利用できる身近な施設がない。
----	---

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	改修工事が終了し再び日帰り利用対象施設となる荒川総合スポーツセンターについて、広く周知し、利用増加に努める。	荒川総合スポーツセンターについて周知を行い、利用につなげることができた。	荒川遊園がリニューアルオープンした際には、改めてメールマガジンやひとり親応援ガイドブック等で事業の周知を図る。
②			
③			
他 区 の 実 況	（実施 9 区 未実施 13 区 不明 0 区） 未実施区（千代田・文京・台東・墨田・江東・目黒・大田・中野・豊島・北・足立・葛飾・江戸川）		
議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-48		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	ひとり親家庭サポート事業費		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井	
			担当者名	高浜	内線	3863	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（3年度）	01-05-01	ひとり親家庭サポート事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 57	（ 1982 ）	年度	根拠	・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条・荒川区ひとり親家庭サポート事業実施要綱		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的	日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパー等を派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。						
対象者等	区内に住所を有する小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、ひとり親家庭の親又は児童又は日常の家事・育児をしている同居の祖父母等が一時的傷病の場合						
内容	ヘルパー派遣業者等と委託契約を締結し、利用者の申請に基づきベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣する。 ・派遣回数 同一世帯につき原則として月5回以内（特別必要な場合最大12回まで） ・派遣時間 午前7時～午後8時（育児援助は午後10時）の間で2時間以上8時間以内（1時間単位） ・援助内容 ①育児援助 ②家事援助 ・対象家庭 ①育児援助：生後6ヶ月～小学校3年生まで ②家事援助：小学校1～6年生まで ・対象者等 ①ひとり親家庭の親が職業能力開発センター等に通学、母子自立支援プログラム参加等、親族等の冠婚葬祭に出席、学校の公的行事参加等の場合 ②ひとり親となって1年以内のため援助が必要と判断できる場合						
経過	昭和57年度 ヘルパー派遣事業開始 ひとり親となった直後 月8回派遣 3ヶ月を限度 昭和58年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 3ヶ月を限度 昭和59年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 6ヶ月を限度 昭和61年度 ヘルパー派遣時間帯の延長 午前10時～午後4時 → 午前7時～午後7時 昭和62年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 期間を削除 平成 3年度 ひとり親となってから2年以内 月12回派遣 平成12年度 育児はひとり親となってから1年以内で小学校3年生以下に変更 平成14年度 事業対象者該当事由変更 平成20年度 ひとり親家庭サポート事業を開始し、就職活動、技能習得の通学、冠婚葬祭等を加えた 平成23年度 ひとり親1年以内と、母子自立支援プログラム参加、学校の公的行事参加等を加えた 平成25年度 家事支援の派遣時間を午後10時までから午後8時までとした						
必要性	ひとり親の安定した生活と自立促進に寄与するうえで、必要性が高い。						
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ①区は、業者とヘルパー派遣委託契約を締結する。 ②事前の登録が必要。利用時にその都度申請書を提出してもらい、区は派遣の可否を決定する。						
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度 見込み	
	① ヘルパー利用時間数	400	156	56	311	240	利用時間数／利用回数
	② ヘルパー利用平均時間数（1日当たり）	4.3	3.3	3.2	4.4	4	
③ ヘルパー利用回数	93	47	17	70	60		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
継続	継続		ひとり親家庭の生活支援のために必要な事業であり、継続して実施する。				

[illegible]

(単位：千円)

備考	行政費用は、職員の人件費等にあたる給与関係費と、ヘルパー派遣の委託料にあたる物件費で構成されている。前年度と比較した物件費の減少は、利用件数減である。また、給与関係費の減少は、担当職員の事務量減である。
問題点・課題	・例年決まった家庭の利用などにより利用件数が低いため、原因の分析や事業の認知度を上げる必要がある。 ・現状では、申請書類を郵送やFAXで提出する必要があるため、より利用しやすい申請方法の検討が必要である。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	利用件数が減少した原因の分析を含め、より多くの利用につながるよう周知方法を検討する。	利用者や件数の多い他区にヒアリングを実施したところ、利用条件の緩和へのニーズが高いことが分かった。	ひとり親家庭のニーズを捉えた支援をさらに検討するとともに、メールマガジン等を活用し、具体的な活用事例の周知を行う。
②	郵送やFAX以外の申請方法について検討する。	メールによる派遣申請を可能とし円滑な利用につなげる事ができた。	
③			

他 施 区 の 実 況 議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区）
	未実施区 千代田区・江東区・葛飾区（社会福祉協議会実施）・足立区（子育て事業として実施）・北区

No1

事務事業コード		10-01-49		戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名		児童手当給付事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井		
				担当者名	関根	内線	3818		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）		01-01-01	児童手当						
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 47	(1972)	年度	根拠	児童手当法、荒川区児童手当関係事務取扱要綱、児童手当法の一部を改正する法律				
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度	法令等					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市						
	政策	03	子育てしやすいまちの形成						
	施策	01	多様な子育て支援の展開						
目的	児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。								
対象者等	受給者 中学校修了前までの児童を養育している者(所得制限あり) ・ 児童手当(所得制限限度額未満の者) ・ 特例給付(所得制限限度額以上の者)								
内容	支給月額(平成24年4月分より) ・ 3歳未満：月額一律 15,000円 ・ 3歳以上小学校修了前：第1子、2子月額 10,000円 第3子以降月額 15,000円 ・ 中学生：月額一律 10,000円 ・ 特例給付：月額一律 5,000円(平成24年6月分より) 支払月 6月、10月、2月に前月分までの手当を支給								
経過	昭和47年制度発足（義務教育前の第3子以降を対象） 平成12年改正 支給対象拡大 3歳未満→義務教育就業前) 平成16年改正 支給対象拡大 義務教育就学前→小学校第3学年修了前) 平成18年改正 支給対象拡大 小学校第3学年修了前→小学校修了前 所得制限緩和) 平成19年改正 乳幼児加算 3歳到達月まで第1子・第2子に関わらず月額5,000円を10,000円に増額) 平成22年度～ 子ども手当に移行。ただし、22年度は費用負担において児童手当支給の仕組みは継続。①支給対象者（所得制限なし）中学校修了前までの児童を養育している者 ②支給月額 子ども一人当たり一律13,000円 平成23年度 特別措置法10月～3月 3歳未満月額一律15,000円、3歳以上小学校修了前 第1・2子月額10,000円、第3子以降月額15,000円、中学生月額一律10,000円 平成24年度～ 法改正により児童手当に移行。所得制限世帯一律月額5,000円支給。								
必要性	子育てに係る経済的負担の軽減として必要である。								
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 窓口にて申請受付→認定→支給決定→給付 年1回（6月）現況届により。受給資格を確認し継続の可否を決定								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明	
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値(8年度)		
	①	児童手当受給児童数	24582	23977	23050	24378	24378		
	②								
③									
事務事業の分類			分類についての説明・意見等						
3年度		4年度							
継続		継続		国の基準に基づき、継続する。					

(単位：千円)

行政費用のうち9割以上を、児童手当である扶助費が占めている。前年度と比較した扶助費の減少は、手当受給児童数減である。また、物件費の増加は、郵便料等の実績増である。行政収入その他は、手当返還金である。

転入などの新規申請や住所変更など、各種手続き漏れが発生しないように、対象者に対し、周知を行う必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	住所変更などで関連する部署と連携し、適切に窓口案内を行う。	戸籍住民課、区民事務所などと連携を図り、適切に窓口案内を行った。	引き続き、住所変更などで関連する部署と連携し、適切に窓口案内を行う。
②			
③			
他区の状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会質問状況(要旨)			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-50		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	児童育成（育成・障害）手当給付事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	和田		内線	3816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-01-02	児童育成手当					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 47	（ 1972 ）	年度	根拠	荒川区児童育成手当条例・同施行規則		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的	児童を養育している母子・父子家庭に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図る。						
対象者等	・ 育成手当 父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日まで）を養育しているひとり親等 ・ 障害手当 20歳未満で中度以上の障がいがある児童を養育している父母等						
内容	・ 育成手当 児童一人 13,500円/月 ・ 障害手当 児童一人 15,500円/月 申請のあった翌月から年3回（6・10・2の各月）にまとめて支給						
経過	都事業として始まり、現在に至る。（母子、父子ともに対象） 財政調整交付金対象事業 平成12年6月 所得制限限度額を特別障害者手当と同基準に改正。（所得制限強化） 平成16年度 都で実施していた、認定に係る障がい判定事務を区で実施 平成24年度 報償費、一般需用費、役務費、扶助費を児童手当事業費から育成手当予算に独立						
必要性	ひとり親家庭等の子育てに係る経済的負担の軽減として必要である。						
実施方法	（ ☒ 二部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 窓口にて申請受付→審査→決定・給付。年1回（6月）現況届により、受給資格を確認し継続の可否を決定。						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 育成手当受給児童数	2381	2272	2137	2495	2495	（年度末児童数）
	② 障害手当受給児童数	101	109	95	136	136	（年度末児童数）
③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
継続		継続		都の基準に基づき、継続する。			

予算・決算の内訳								
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	判定医謝礼	0	報償費	判定医謝礼	0	報償費	判定医謝礼	25
需用費	事務用品	19	需用費	事務用品	45	需用費	事務用品	65
役務費	郵送料	261	役務費	郵送料	326	役務費	郵送料	350
扶助費	育成手当	406,431	扶助費	育成手当	390,757	扶助費	育成手当	404,338
	障害手当	25,219		障害手当	25,203		障害手当	25,390
	手当戻入	-14		手当戻入	-799			

(単位：千円)

備考	行政費用の大半を児童育成手当にあたる扶助費が占めている。前年度と比較した扶助費の減少は、対象児童数減である。行政収入その他は、同手当返還金である。
問題点・課題	前年度は所得超過により手当を受給することができなかった対象者に対し、年度の切替に伴い改めて受給できる場合、申請が遅れることがないように制度の周知を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	申請が遅れることにならないように 制度の周知を行っていく。	区報やメルマガなどで周知を行っ た。	申請が遅れることにならないよう に引き続き、制度の周知を行って いく。
②			
③			
他区の実 施状況	(実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区)
議会 状況 (要旨)			

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-51		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	児童扶養手当等支給事業費		部課名	子ども家庭部子育て支援課		課長名	谷井
			担当者名	菊地		内線	3816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-02-01	児童扶養手当等支給事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 36	（ 1961 ）	年度	根拠	児童扶養手当法、荒川区児童扶養手当支給		
終期設定	☒ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	要綱 特別児童扶養手当の支給に関する法律		
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的	18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がいのある児童を監護している父、母又は養育者に対し、家庭生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。						
対象者等	・ 児童扶養手当：父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までで、中度以上の障がいがある場合は20歳未満）を養育しているひとり親等 ・ 特別児童扶養手当：20歳未満で中度以上の障がいがある児童を養育している父母等						
内容	・ 児童扶養手当 本人の所得に応じて支給額を決定。 令和2年4月から物価スライドにより金額改定 第1子月額 全部支給：43,160円、一部支給：43,150円～10,180円 第2子加算月額 全部支給：10,190円、一部支給：10,180円～ 5,100円 第3子以降加算月額 全部支給：6,110円、一部支給：6,100円～ 3,060円 申請のあった翌月から年6回（1.3.5.7.9.11月に各月の前月分まで）にまとめて支給 ・ 特別児童扶養手当 令和2年4月から物価スライドにより金額改定 1級：52,500円 2級：34,970円						
経過	昭和36年児童扶養手当法施行、昭和39年特別児童扶養手当開始（児童扶養手当） 平成14年8月 受付、認定及び手当支給事務も都から区に移管される 平成20年4月 支給開始から5年経過等受給者の一部支給停止措置始まる 平成22年8月 父子家庭への手当支給開始 平成24年8月 支給要件にDVによる保護命令が追加 平成26年12月 公的年金との併給が可能となる 平成28年8月 第2子、第3子加算額を増額、物価スライド制を導入 令和元年度 年度限定で未婚の児童扶養手当受給者に対し臨時・特別給付金を支給（17,500円） 令和元年11月 支給回数を年3回から年6回に変更 令和2年度 ひとり親臨時特別給付金を支給（新型コロナウイルス感染症関連1世帯5万円ほか） 令和3年3月 障害年金受給者に対する児童扶養手当の算定方法の変更						
必要性	ひとり親家庭等に係る経済的負担の軽減として必要である。						
実施方法	（ 2—部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 窓口にて申請受付→認定→支給決定→給付 年1回（8月）現況届により。受給資格を確認し継続の可否を決定。ただし、特別児童扶養手当は、受付のみ区で行い、認定、給付は都で行う。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① 児童扶養手当受給児童数	2006	1943	1660	1660	1660	
	② 特別児童扶養手当受給児童数	182	182	169	169	169	
③ 父子手当受給児童数（再掲）	108	100	83	83	83	①の再掲	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	国の基準に基づき、継続する。					

(単位：千円)

備考	行政費用の大半を児童扶養手当にあたる扶助費が占めている。前年度と比較した扶助費の減少は、制度改革による手当支給回数変更の減である。補助費及び行政収入の増加は、国制度のひとり親世帯臨時特別給付金実施によるものである。行政収入その他は、手当返還金である。
問題点・課題	手当申請をきっかけとして、ひとり親支援施策につなげる必要がある。

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	手当に加え他のひとり親家庭への支援施策も周知する。	現況届案内送付時にひとり親家庭の支援メニューの案内を同封した。	引き続き、ひとり親家庭への支援施策を周知していく。
②			
③			

他 施 区 の 実 況	(実施)	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 (要旨)	令和2年度2月会議 平成30年度6月会議 平成30年度6月会議 平成28年度6月会議 平成20年度	児童扶養手当の申請の促進すること。 児童扶養手当現況届の夜間・土日受付について 児童扶養手当の毎月支給について 児童扶養手当の支給月を年3回から毎月支給にするべき。 父子手当の創設について							

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-52		戦略プラン	☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名	子ども医療費助成事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課			
			担当者名	早山			
			課長名	谷井			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-08-01	子ども医療費助成事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 4（1992）年度	根拠	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例				
終期設定	☒ 有 ☐ 無（ ）年度	法令等	同条例施行規則				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	01	多様な子育て支援の展開				
目的	子どもの医療費の保険診療分の自己負担分を助成することにより、子どもの健やかな育成を図り、児童福祉の増進と子育て世代への支援を行う。						
対象者等	15歳に達する日の最初の3月31日までの児童（生活保護受給者、施設入所者は対象外）。 区内在住で健康保険に加入していることが条件。						
内容	申請により医療証を発行し、健康保険の自己負担分（乳幼児：2割 子ども：3割）の助成を行う。 ・現物給付：医療機関窓口で医療証を提示することにより、保険診療分は自己負担なしで受診 ・現金給付：都外医療機関受診等で受給者が立替払いした場合に、償還払い（口座振込）により給付 ・平成12年10月より一部負担金（食事療養費）制度を導入（都制度分、区単独分ともに導入） ①一般世帯 1日780円、住民税非課税世帯 1日650円（入院が90日を越えると500円） ②住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者は1日300円 ・本事業は、都制度による事業であるが、所得による給付制限（児童手当と同額）及び小学生以上の自己負担について補助制限があるため、都制度で対象外となった世帯及び医療費補助に対しては、区の単独事業として給付している。（19年度より財調算入） ・ひとり親医療助成対象児童は、子ども医療助成が優先される。 ・平成28年4月より、食事療養費 1食360円（平成18年4月から28年3月まで 1食260円）						
経過	平成 4年10月 区単独事業として開始（0～2歳児） 所得制限なし 平成 6年 1月 都補助制度開始（0～2歳児、所得制限有り） 平成 7年10月 区単独対象拡大（就学前まで対象拡大） 平成13年10月 都対象拡大（就学前まで、所得制限有り） 平成14年10月 健康保険制度改正で3歳未満児の医療費の負担割合が3割から2割に変更。 平成19年度 東京都の補助対象事業から財政調整交付金対象事業に変更 平成19年 4月 区単独対象拡大（義務教育修了前まで対象拡大） 平成19年10月 都対象拡大（義務教育修了前まで）自己負担分の1/3を助成。 平成20年 4月 健康保険制度の改正により就学前児童の負担割合が3割から2割に変更。 平成21年10月 都助成拡大（義務教育就学児 入院：食事代を除く自己負担額全額、通院：1回200円を控除した額）所得制限有り。						
必要性	子育てに係る経済的負担の軽減として必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 窓口にて申請受付→審査→決定。医療費の支払は、国保連、基金に委託し、医療機関への支払う。一部、区が直接対象者に給付。						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		30年度	元年度	2年度	3年度見込み	目標値（8年度）	
	① 医療証交付児童数	26107	26399	26239	26239	26239	
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
3年度	4年度						
継続	継続	都の基準に基づき、継続する。					

予算・決算額等の推移			27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
予算額			911,414	963,229	989,179	980,772	975,179	968,737	963,535
決算額（3年度は見込み）			905,329	947,886	960,137	954,493	962,600	757,709	963,535
実績 の 推 移	事項名（3年度は見込み）		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	乳・子医療証交付児童数（3月末）		25537	25837	26005	26107	26399	26239	26239
予算・決算の内訳									
令和元年度（決算）			令和2年度（決算）			令和3年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	事務用品、印刷製本	513	需用費	事務用品、印刷製本	590	需用費	事務用品、印刷製本	640	
役務費	郵便料	1,847	役務費	郵便料	1,835	役務費	郵便料	1,975	
委託料	レセプト審査支払委託料	28,762	委託料	レセプト審査支払委託料	21,144	委託料	レセプト審査支払委託料	29,131	
扶助費	医療助成費	931,478	扶助費	医療助成費	734,140	扶助費	医療助成費	931,789	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		元年度	2年度	差額	勘定科目		元年度	2年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,261	1,158	▲ 103	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	31,121	23,569	▲ 7,552		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	931,478	734,140	▲ 197,338		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	1,180	127	▲ 1,053
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,180	127	▲ 1,053
		賞与・退職給与引当金繰入額	200	66	▲ 134		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 962,880	▲ 758,806	204,074
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
行政費用合計(b)	964,060	758,933	▲ 205,127	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 962,880	▲ 758,806	204,074			
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 962,880	▲ 758,806	204,074			

行政費用の大半を、医療費助成費である扶助費が占めている。前年度と比較した扶助費の減少は、利用件数減である。行政収入その他は、医療費助成返還金である。前年度と比較した行政収入の減少は、返還実績減である。

- ・区民、医療機関などに対して制度の周知などを十分に行い、適切な支給を行う必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	制度の周知を行い、医療証の交付、医療費の支給などを適切に行っていく。	医療証の交付や医療費の支給などを適切に行った。	引き続き、制度の周知を行い、医療証の交付、医療費の支給などを適切に行っていく。
②			
③			
他 区 の 実 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 食事療養標準負担額助成実施区（12区）：中央、港、新宿、台東、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、豊島（乳のみ）、練馬、江戸川 高校卒業までの医療費無料化実施（2区）：千代田、北（入院のみ）		
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	平成29年予算特別委員会 入院時食事療養標準負担額についても区が負担すること 平成29年度2月会議 18歳までの医療費無償化を検討すること 平成27年度2月会議 子どもの医療費助成を18歳まで行うこと 平成27年度6月会議 対象者を拡充すること		

事務事業分析シート（令和3年度）

No1

事務事業コード	10-01-53		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	ひとり親家庭医療費助成事業		部課名	子ども家庭部子育て支援課	課長名	谷井	
			担当者名	早山	内線	3816	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（3年度）	01-03-01	ひとり親家庭医療費助成事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 3年度 ☐ 2年度）		☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 2	(1990)	年度	根拠	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例・同施行規則		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	()	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系	分野	II	子育て教育都市				
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03	子どもの貧困対策とひとり親家庭等への支援				
目的	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。						
対象者等	①ひとり親家庭の父又は母（母子・父子家庭） ②両親がいない児童などを養育している養育者 ③ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日（障がい児は20歳未満）までの者。 ④父又は母が重度の障がいがある児童 ※所得制限あり						
内容	- 対象世帯に対し、医療証を交付し、保険自己負担分を給付。（住民税課税世帯は自己負担1割あり）子育て支援課窓口申請→申請後3～4日前後で医療証交付（所得及び戸籍等により対象者の確認）年1回、世帯や所得の状況を確認するための現況届受付事務有り。毎年1月更新。 - 事務の流れ 現物支給：医療機関に医療証提示後受診→レセプトを国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金に送付→連合会及び支払基金で審査→区に請求→連合会及び支払基金に支払→連合会及び支払基金は医療機関に支払う。 現金払い：都外で診療を受ける場合は受診者が立替払いをし、後日、領収書を子育て支援課窓口持参し、銀行口座に振り込む手続きを行う。						
経過	平成2年度 都の事業として開始し、現在に至る。 平成13年1月～ 保険診療の自己負担金全額助成から一部負担金制度を導入。 ①住民税課税世帯：保険診療分の1割（食事療養費は自己負担） ②住民税非課税世帯：食事療養費のみ自己負担 平成14年度 乳幼児医療助成制度と対象者が重複した場合、従来はひとり親医療制度が優先だったが、一部負担金の違いから乳幼児医療助成制度が優先となった（現在、子ども医療は15歳になった3月31日まで、ひとり親医療助成は子が18歳になった3月31日まで）。 平成19年度～ 東京都の補助対象事業から財政調整交付金対象事業に変更						
必要性	ひとり親家庭等に係る経済的負担の軽減として必要である。						
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 窓口にて申請受付→審査→決定。年1回（8月）現況届により、受給資格を確認し継続の可否を決定。医療費の支払は、国保連、基金に委託し、医療機関への支払う。一部、区が直接対象者に給付。						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			30年度	元年度	2年度	3年度見込み	
	① 医療費助成対象者数	1704	1662	1546	1546	1546	
	② 対象世帯	1197	1163	1088	1088	1088	
	③						
事務事業の分類			分類についての説明・意見等				
3年度		4年度					
継続		継続	都の基準に基づき、継続する。				

(単位：千円)

備考	行政費用のうち8割以上を、医療費助成である扶助費が占めている。前年度と比較した扶助費の減少は、助成件数減である。行政収入その他は、過誤払いの返還金である。
----	---

問	・区民、医療機関などに対して制度の周知を十分に行い、適切な支給を行う必要がある。
---	--

	令和2年度に取り組む 具体的な改善内容	令和2年度に実施した 改善内容および評価	令和3年度以降に取り組む 具体的な改善内容
--	------------------------	-------------------------	--------------------------

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	---------

議 会 質 問 状
況（要旨）